

平成16年3月5日(金曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	安達清	下水道課主幹
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	柴崎裕一	事務局長補佐
	事務局職員出席者		
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐

月 光 龍 弘 庶 務 主 査

大 沼 秀 彦 主 任

平成16年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成16年3月5日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成16年3月5日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	最上川ふるさと総合公園の整備について	これから整備される公園整備計画と周辺のアクセスについて	2番 佐藤 毅	市長
8	寒河江市環境美化基本方針について	公園管理事業などの一元化と景観形成について 都市計画区域変更に伴う、全市的な緑のマスタープラン策定について 山形県屋外広告条例施行規則が変更され、猶予期間切れとなったが、本市として現状をどのようにとらえているのか、また今後の取り組みは	6番 松田 孝	市長
9	農政の緊急課題について	家畜排泄物処理法の猶予期間が間近に迫っているが、設備整備の状況と今後の対応策について		市長
10	教育振興について	学習環境づくりと教育設備について		教育委員長
11 12	政治姿勢について 合併問題について	特に「三位一体の改革」について合併に向けた進め方(スケジュール)と課題について 将来のまちづくりと合併協定素案について	17番 川越 孝男	市長
13	少子化対策について	次世代育成支援対策推進法を受けての行動計画への取り組みについて 乳幼児のインフルエンザ予防接種に対するの公費助成について	19番 那須 稔	市長

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

佐藤 毅議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、2番 佐藤 毅議員。

〔2番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、今回質問することに関心のある地域住民から寄せられた御意見を踏まえ、質問いたします。私、大変緊張しており、聞き取りにくいところが多々あると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

寒河江市が誕生して、はや50年を迎えました。これまで50年の間、4人の市長が寒河江市の発展と市民の幸せを願い、いろいろな事業に取り組んでまいりましたことは周知のとおりであります。これまで寒河江市の中心市街地の活性化事業に挑戦した市長もおりましたが、実を結ぶことができなかったことも事実であります。

今、佐藤市政は、寒河江市の発展と市民の幸せを実現するため、平成8年度に第4次振興計画を立て、この第4次振興計画に基づき着々と計画実現に向け事業に取り組んでおります。これまでなし得なかった寒河江市の顔となる寒河江市の中心市街地の整備事業も間もなく完成する運びとなりました。しかも、全国に類を見ない駅舎移転と鉄道と平面交差による整備は、市民の念願であり、日本では初めてであると思われます。市民挙げて喜んでいるところであります。

また、新寒河江温泉を利用したクア・パーク事業計画も、県が事業主体となるよう働きかけ、山形県都市公園最上川ふるさと総合公園として位置づけされ、県事業として整備されてきました。この最上川ふるさと総合公園を会場として、平成14年度に全国都市緑化フェアが開催されましたことは、時を得たものであり、多くの市民はもとより、全国から多くの人々が訪れました。寒河江市の温かいもてなしとすばらしい風景を全国に発信したものと考えております。

さて、通告している最上川ふるさと総合公園の整備について質問に入ります。

この最上川ふるさと総合公園の面積は28.9ヘクタールであります。整備した公園で開催した全国都市緑化フェアの会場となった区域は公園の約半分の面積であるが、残りの公園用地は未整備のままです。今、この残りの公園用地について、住民参加による公園計画づくりにかかっているようですが、整備計画の具体的な内容、また整備後の姿などについて具体的に質問いたします。

- 一つ、健康と安らぎのコミュニティーゾーンとはどんなものなのか。
- 二つ、里山利用活動と絶景眺望ゾーンとはどういうものなのか。
- 三つ、体験学習の自然観察ゾーンとはどんなものなのか。
- 四つ、恵みの果樹とフリーガーデンゾーンとはどんなものなのか。
- 五つ、若者のスポーティーゾーンとはどういうものなのか質問いたします。

次に、最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地の関係についてお伺いいたします。

今、最上川寒河江緑地が一昨年度から工事に着手しており、市民のさまざまなスポーツ・レクリエーション、またカヌーもできる多目的水面広場も計画されていると伺っております。南部地区に住んでいる者として大変喜んでいるところであります。

この最上川寒河江緑地の整備については、今から20数年前に南部地区民から河川敷の整備について要望してまいりましたが実現に至らず、再度、平成8年に南部地区体育協会が中心となり、地区民の署名を集め、整備促進について強く要望をしたものであります。今ようやく南部地区民の念願がかなえられたものと考えます。

この多目的水面広場が完成の暁には、全国大会や県大会などが行われるものではないかと考えられます。そうしますと、多くの選手や応援者、関係従事者などが来寒し、寒河江市に多くの潤いをもたらすものと考えられます。このことは南部地区だけでなく、寒河江市の発展に大きくつながるものと考えられます。多くの人たちが訪れるものと思われます。また、車の往来も増大するものと思われますし、そこで最上川寒河江緑地までのアクセス道をどのようなルートを考えているのかお伺いします。

また、最上川の川べりを歩きますと、雄大に流れる最上川と白く輝く月山や朝日、そして葉山の山々が一望に開け、すばらしい眺望が見られます。例えば春には高瀬山の桜、ピンク、最上川の水、青、そして月山・朝日の残雪の白、すばらしい景色です。夏には、全国から集まる太公望でにぎやかになります。最上川にいる太公望と月山の残雪の景色、そして秋には川べりにある樹木の木々の間から見える最上川の雄大な流れなど、四季折々の景観が開けるところであります。こんなすばらしい自然景観を地域活性化のために有効に活用しない手はないと考えているところであります。ぜひ最上川川べりを活用した散策道を考えていただきたいものと思っておりますので、実現方策についてお聞きいたします。

なお、この最上川寒河江緑地と最上川ふるさと総合公園のアクセス道、アクセス散策遊歩道をどうするのが、今地域の人のたちの関心事となっておりますことを申し添え、第1問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、最上川ふるさと総合公園の整備についてでございます。

最上川ふるさと総合公園につきましては、山形県のほぼ中央に位置し、最上川、蔵王、月山、葉山の眺望、温泉等の当地が持つすぐれた環境、景観及び資源を生かし、山形自動車道寒河江サービスエリアと一体的に整備することにより、県民の広域的なレクリエーションニーズの充足、山形の歴史・文化・自然等の情報発信並びに県民交流の拠点形成を図るため、平成7年度から平成16年度までの事業期間で山形県より整備を進めていただいている県の都市公園であります。

なお、事業年度につきましては、事業認可の変更について平成16年度に申請を行い、平成19年度まで事業期間の延長を予定しているようでございます。

御案内のとおり、この最上川ふるさと総合公園において、一昨年の平成14年の6月から8月にかけての2カ月間にわたり開催しました第19回全国都市緑化やまがたフェアの寒河江会場として、全国から76万人を超えるお客さまをお迎えし、県史に残る大成功をおさめたことは記憶に新しいところでございます。

また、昨年ポスト緑化フェアとして開催しました花咲かフェアINさがえでは、会場整備の段階から会場運営などまで多くの市民の方々より参加、御協力をいただき、市民総参加による美しく潤いのある活力に満ちた本市の魅力というものを県内外に発信することができたものと思っており、ことしもこの花咲かフェアを本市のシンボルイベントに位置づけし、さらなる都市緑化の推進を図るため、市民の皆様と一緒に開催してまいりたいと考えているところでございます。

最上川ふるさと総合公園の整備状況について申しあげます。

西側から申しあげまして、フラワーガーデン、イベント広場、それからフェア会場地となったフルーツガーデン、そして主要地方道天童寒河江線を挟んで東側に位置する歴史の丘コミュニティ広場の4区域面積28.9ヘクタールで構成されておるわけでございます。そのうちフラワーガーデン、イベント広場の8.3ヘクタールが平成13年5月1日から、さらにフルーツガーデンが昨年の平成15年4月26日から供用開始されておりまして、合計17.1ヘクタールが既に整備されておる状況にございます。

御質問にありました未着手区域の歴史の丘コミュニティ広場、これは11.8ヘクタールありますが、これにつきましては、現在、グラウンドワークによる住民参加型の整備手法により、整備計画の話し合いが進められているところでございます。その進捗状況についてでございますが、自由で愛着の持てる楽しい公園づくりというものを目指しまして、県、市、住民、各種団体と連携を図りながら、これまでワークショップや現地視察会、全体検討会を開催しながら意見集約に努めており、実施決定に向けての最終段階に来ております。

また、「花・緑・せせらぎニュース」14号と15号の中で歴史の丘コミュニティ広場の整備状況について特集を組み、市民の皆様に進捗状況をお知らせするとともに、意見や独創的なアイデアを募るべく広報・広聴活動にも努めているところでございます。

御質問の各ゾーンの内容について御説明申しあげます。

ゾーニングは、御質問の五つのゾーンのほか、エントランス・駐車場ゾーン、健康いやしの植物園ゾーン、管理ゾーン、歴史体験、休憩眺望ゾーンの合計10のゾーンで構成されております。

最初に、健康と安らぎのコミュニティゾーンについてでございます。

このゾーンは、計画地の最も東側に位置し、島地区の住宅地に面していることから、近隣コミュニティの健康・安らぎのゾーンでございます。利用形態としては、芝生の自由広場でのグラウンドゴルフやターゲットバードゴルフなど軽スポーツの広場として汗を流す施設や、お花見、夏祭り、芋煮会などのイベント利用が考えられます。また、川岸でのお花見、休憩スペースでの眺望、休憩や遊具広場での固定式遊具を使った遊び場としての利用が考えられるゾーンでございます。

次に、里山利活用と絶景眺望ゾーンでございます。

このゾーンは、里山としての高瀬山をそのまま自然観察の場としての利活用をねらいまして、散策路や展望所の配置を計画しております。利用形態としましては、自然林を生かした森林浴、お花見、周囲の山並みと悠々と流れる最上川を眼下に眺める眺望絶景のビューポイントが特徴のゾーンでございます。

三つ目の体験学習の自然観察ゾーンでございますが、このゾーンは歴史の丘コミュニティ広場区域の中央に位置しまして、以前は沼地があった場所であることから、環境学習的な観点から多様な動植物の生息地としてビオトープ池を整備し、野鳥や野生生物の自然観察の場としての利用が考えられます。利用形態としましては、水生生物の観察、採取を通じた学習や遊びなどが考えられるゾーンでございます。

四つ目の、恵みの果樹とフリーガーデンゾーンでございます。

計画地の北側に位置しまして、さくらんぼ、カキ、リンゴ、クリ、ブドウなど数多く残っている既存の果樹園を利用した園地の整備と、住民に貸し出す自由な庭であるフリーガーデンの整備を計画しております。利用形態としても、果樹の世話を通じた学習や自然の恵みと収穫の喜び、感動を味わえる福祉的な心のバリアフリー交流や自由出展の庭づくりなどの利用が考えられ、ガーデナーや公園利用者同士が花を中心に交流し、花苗などを交換し合うなど、花を通じた交流ゾーンでございます。

五つ目の、若者のスポーティーゾーンでございます。

このゾーンは西側が天童寒河江線、南側が最上川、東側は斜面に囲まれたスペースでございます。西側のフルーツガーデンからの連絡通路がありまして、休憩や眺望などの静的な利用には適さない状況から、動的な若者のスポーティーゾーンとして整備計画いたしております。利用形態としましては、ストリートスポーツと言われるスケートボード、ローラースケート、自転車、バスケットなどができる園路広場や芋煮会、バーベキューなどができる緑地広場、斜面を利用したそり滑りなどの利用も考えられます。以上が各ゾーンの概略でございます。

なお、今後の具体的な整備計画につきましては、ゾーンごとの検討会並びに全体検討会を今月に開催し、より現実的なイメージの構築と各ゾーンの予想図作成を行いまして、健康と安らぎのコミュニティゾーンについては、今月中に実施設計の決定を行う予定のようでございます。

また、平成16年度以降については、各ゾーンごとに意見の集約を行い、残りのゾーンについても実施設計の決定を行うとともに、公園建設についても住民が参加できる芝張りや樹木の植栽など協働による公園づくりを実施しながら、平成19年度の完成を目指すこととなっているようでございます。

次に、最上川寒河江緑地へのアクセス道のルートのことでございます。

御案内のように、最上川寒河江緑地については、昭和52年に南部地区から河川敷の整備要望書が提出され、その後、平成8年度にも同地区から河川空間を利用した公園整備促進についての要望が出されました。御指摘のとおりでございます。

市といたしましては、広大な河川敷でもあり、南部地区のみならず全市の観点から整備が必要と考え、河川空間の環境美化、地域住民とのかかわり、また有効な利活用など、国の河川行政方針との整合性を図りながら、市民が憩える緑地として国土交通省の全面的な支援をいただき整備をしているものでございます。

整備内容につきましては、最上川の水資源を利用した地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を生かした河川空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、またスポーツ・レクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備することにしておるわけでございます。

工事につきましては、平成14年度から着手し、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹づけ盛り土を行い、平成15年度としては、現在、多目的水面広場の吐け口工の工事を行っているところでございます。

さて、その最上川寒河江緑地へのアクセス道のルートについてでございますが、現在三つのルートがございます。一つは、県道皿沼河北線の皿沼地内から市道皿沼島線に入り、JR左沢線の一軒家踏切を渡り、県立園芸試験場の南側を通り、緑地の中央付近の堤防に上がるルートでございます。ただ、堤防に上がるところが狭く鋭角になっていることから、容易に通行できるように幅員等の改良を行う必要があると考えております。そのほかのルートとしましては、緑地に隣接する

最上川の堤防上の管理用道路で、市民浴場側からと長崎大橋側からの2方向があるわけでございます。

御質問のカヌー大会等々のアクセスについては、最初に申しあげました県道皿沼河北線の皿沼地内から、市道皿沼島線に入るルートを中心に考えているところでございます。

次に、最上川の川べりを活用した散策道についてでございます。

数年前になりますが、市民浴場側から現在建設中の最上川寒河江緑地に向かった川べりに散策道の整備について市に要望が出され、早速国土交通省と協議し、「河畔の小径」として散策道をつくった経過がございます。

御案内のように、このあたり一帯の最上川堤防からの眺めは寒河江十景に選定されており、景観にすぐれ、また河畔の小径を歩いてみると木々の間から最上川の雄大な流れが身近に見られるなど、散策道としては最適なところであり、最上川寒河江緑地と最上川ふるさと総合公園を結ぶ散策道は必要であると考えているところでございます。

最上川ふるさと総合公園のコミュニティー広場から、最上川の川べりを現在の河畔の小径まで約300メートル程度未整備箇所がございますが、これらを整備することで一連の散策道ができるようになります。これらの整備につきましては、市民によるグラウンドワークの手法により行っていきたいと考えているところでございます。

最上川ふるさと総合公園のセンターハウスの方から歴史の丘コミュニティー広場の園路を通り、河畔の小径、最上川寒河江緑地までの散策コースとなれば、アップダウンもあり、また緩やかなところもあり、月山、葉山、朝日、蔵王連峰の山並みのパノラマ景観を満喫し、母なる川・最上川の川べりでは雄大な流れを目の当たりにすることができ、緑の自然の中で心をリフレッシュできる一大フットパスコース、これは新しい言葉のようではございますけれども、大分使われている言葉でございます。ハイキングなどで歩く人のための小道とか、あるいは歩くことを楽しむための道とか、こういうことでございますが、そのコースになるものと考えておるところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤 毅議員。

佐藤 毅議員 大変具体的な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2問に入らせていただきます。

最上川ふるさと総合公園の、特に健康と安らぎのコミュニティーゾーンの整備についてであります。芝生広場ということでグラウンドゴルフ、さらには芋煮会とか花見、さまざまな催しができるゾーンの整備計画であります。

特に島地区の住民、南部地区の住民は、このちょうど隣に墓地を所有しております。そんな中で、この墓地、さらには神社がありまして参道もあります。そこで、その整備の手法については大変結構だと思われませんが、「花・緑・せせらぎニュース」の図面を見ますと、駐車場の位置が一番最上川寄りになっているようであります。そこで、地域の住民のいろいろな声を今から申しあげますけれども、その辺についてぜひ県の方に地元の声として伝えてほしいなということを申しあげておきます。

実は、市民浴場の前の道路が寒河江駅から島まで開通いたしました。このことによって南部地区民は大変寒河江が近くなったということで喜んでおるところでありますけれども、道路が開通したことによって地域の交通状況は大変大きく変化しております。特に朝夕の通勤時間帯には、本町、さらには西寒河江、柴橋、高松、あらゆる地域から車がこの道路を利用して、通勤する山形方向、さらには南部地区の方に車がどんどん通っているようであります。この道路は、しかも陵南中学校の通学道路として位置づけされており、夕方は特に市民浴場に来る入浴者の車が路上駐車をするような状況下になっているようであります。

そこで、去る昨年11月に、県の公園担当者と地域の住民の代表者である町会長、さらには公民館長さん方が、この健康と安らぎのコミュニティーゾーンの整備の位置について特に要望しておったようであります。

駐車場の位置を市民浴場の駐車場の隣、ちょうどこの健康と安らぎのコミュニティーゾーンの北に島の村社であります神社の参道があります。そこで、このゾーンが二つに区分されているようでありますので、この北側の駐車場と隣接する用地を公園の利用者の駐車場として整備してほしいということを県の方に要望したと承っております。そんなことで、寒河江市でも市民の声としてこれらについて県の方に要望していただきたいと、こんなふうな考えであります。

以上で第2問を終了させていただきます。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今第2問で御質問あった、御提言があったようなことも私も耳にしておりますけれども、何としまして、全体の公園計画といいますか、そういう中で県がどう考えるかということ。先ほどまた申しあげました最上川ふるさと総合公園から最上川寒河江緑地に通ずるところのアクセス道路と、そういう中でどのように駐車スペースをとるか。あるいは、市内の中心市街地から南に入ってくる道路、そして高瀬大橋に渡るような道路と、それから分かれて市民浴場の前を通る道路ということになって交通の分散が図られるわけですが、そういうこと等々を考えますと、どの辺に駐車場というものを考えるかというようなことは、やはりいろいろ御議論のあるところだろうと、このように思っております。

議員の御意見は県の方にも話はしてみますけれども、そういう全体の中の構想という中でこれから考えられていくものじゃなかろうかなというような気がしております。

以上です。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番、10番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告した内容に関係ある多くの市民を代表し、市長並びに教育委員長に御質問いたします。

通告番号8番、寒河江市環境美化基本方針について、最初に公園管理事業などの一元化と景観形成についてお伺いいたします。

寒河江市は、市内に点在する都市公園28カ所初め、農村公園、開発行為に伴う公園、緑地、広場など41カ所、その他7カ所の公園を維持管理を行っております。

これらの公園は、整備事業や開発行為などにあわせ、それぞれの所管で維持管理事業を一昨年9月まで実施してきました。そのことで公園整備の目的によって所管する公園などの管理窓口がばらばらというのは、市民にとって大変不都合で不便な状況でありました。例えば、市民や利用者からは、遊具や設備などの故障、管理の問い合わせをどこへ連絡をとればいいのか全くわからない。また、問い合わせしても直接担当課でないなどと言われ、別の課へ回されるのがこれまでしばしばあったようであります。これらの問題解決を含め、市の行政改革推進本部は、緑化などに関する業務と公園管理事業の一元化を進めることで業務の効率的な運営を図るとして、新たに花・緑・せせらぎ推進課を新設し、平成14年10月からスタートさせました。

そこで、公園管理事業についてお伺いします。

これまで、公園を所管する課がそれぞれの公園管理と業務委託などを行ってきました。それが一元化されたことで267.44ヘクタールの膨大な公園施設管理となったわけですが、管理上の基準を個々に設けて、例えば消毒の回数とか整枝剪定は毎年何月に実施する、などの年間計画を立て管理業務を行っているのかお伺いします。また、公園管理業務が一元化されたことによる公園管理事業のコスト削減、事務事業の効率的な運営がなされている状況かと思いますが、具体的にどのようなメリットがあったのかお伺いいたします。

次に、アドプト制度導入と環境整備についてお伺いします。

現在、公園や施設の景観を整えるために、維持管理、道路の清掃や美化を図るために清掃費などさまざまな経費がかかることで、間引き管理をして経費を抑えていく。こうした状況の中で、本市ではグラウンドワークで公園整備やフラワーロードの植栽、除草など、地域住民、事業者と行政が一体となって景観形成に努力をしています。また、最近では県も道路美化ボランティアを募り、道路周辺の清掃や花の植栽、除草などの作業をボランティア団体が自主的に行う活動に対し必要な支援を行い、環境美化に努めています。そのほか、東根市では街路樹に里親制度を設け、街路樹周辺の草取りやごみ拾いなどの維持管理に努めていると聞いております。

これらの制度は、1985年にアメリカのテキサス州で始まったと言われております。正式名称はアドプト制度ということで、その内容は、市民が道路や街路樹周辺の清掃と美化活動を行うボランティアに対し、行政が清掃道具の提供やけがに備えて保険加入などの支援を行う制度であります。日本でも多くの自治体で養子縁組や里親制度などの名称を使い、この制度を活用しております。

本市においても、各地域で個人・団体のボランティア活動が広がっている中で、ボランティア団体への支援と街路樹周辺などの環境美化を図るために、新たな制度、アドプト制度を導入して側面から支援を行ってはどうか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、都市計画変更に伴う、全市的な緑のマスタープラン策定についてお伺いします。

寒河江市は、昭和57年3月に緑のマスタープラン（計画書）を策定しています。その目的は、環境保全、レクリエーション、防災などを目的とした公園緑地などを系統的に配置をするための指針を策定されました。当時は補助事業を活用し

でのプランづくりが行われ、その内容は、公園の整備箇所、整備目標及び整備に要する投資額などを盛り込んだ具体的な計画となっていました。

この緑のマスタープランは、策定後おおむね20年となっていました。目標年次が3年も経過していることから、この20年間の緑のマスタープランについて、どのような評価となったのかお伺いいたします。

次に、寒河江市は、平成14年5月に都市計画区域を田代幸生などを除く平野部の3,008ヘクタールを拡大し、全域5,109ヘクタールに変更しました。変更にあたっては、地域住民からはメリットやデメリットの説明を求められたり、また、道路、公園、下水道整備の計画が示されているかなどの問い合わせもありました。住民は、都市計画区域を指定されたことで、都市的機能がすぐ実現されていくものと考えております。このことから、環境整備や公園整備については、長期のプランを策定し整備を進めていくべきと考えます。

当局は、今後の方針として、これまで都市計画区域を対象にしていた都市計画マスタープランと整合させ、良好な都市環境の創出と農地や自然緑地の保全を図っていくとしています。しかし、これまでの緑のマスタープランと同様に全体的な計画に触れているのみで、具体的な指針が示されておりません。今後、地域の特性や住民の意見を取り入れて、実現すべき具体的な計画と、地域の将来像を示すための誘導指針として、寒河江市の全市を対象にした緑のマスタープランを策定すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、屋外広告物と景観を阻害する具体的な対応についてお伺いします。

屋外広告物の大型化や増加は、日本の経済成長とともに中心街の商業地から郊外型の商業地へ移行が始まった時点から、特に幹線道路沿いや周辺の水田、原野、山林まで、個々の商品を宣伝する広告物として看板がはらんとする時代となってきました。本市においても、まちを散策したり郊外を車で走っていると広告物があちこちに乱立し、都市・農村の景観や自然の美観、風致を著しく損なっている状況があります。また、一方では強烈で個性的な表現の看板や超大型で夜間には照明やスポットライトを当てるなど、事業者は次々と最大の宣伝効果をねらって条例改正後も設置をされています。

もちろん、これらの広告物は一方ではまちに活気をもたらすとともに、私たちにさまざまな情報を提供しています。しかし、異常に大きい広告物などははらんとは、まちの美観を損ねるだけでなく、特に交差点付近などでは交通の妨げとなって危険を伴う状況となっております。また、最近のはぼり旗が増加してきており、歩行者や自転車などの利用者からは、ぶつかったり風に倒されたり通行の障害となっていることが多く、規制を望む声も上がっております。

こうした状況の中で、県は屋外広告物設置に関する条例を全面的に改正を行い、平成11年1月1日から施行となりました。その条例が強化されたこともあり、既存の広告物を直す猶予期間を15年12月31日まで5年間の経過措置を設け、県は個々に指導を行ってきたということでもあります。新たな条例改正で、違法広告物については、自治体が設置した広告物についてはこの期間内にすべて撤去されたということですが、民間事業者の違法に当たる広告物がいまだに改善されない状況があります。これらについては県も指導を行っていますが、市内に設置されている違法広告物について、寒河江市として現状をどのようにとらえ、また今後、取り組みについての市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号9番、農政の緊急課題についてお伺いいたします。

平成11年11月に家畜排せつ物処理法が施行され、野積みや素堀りなどの不適切な処理が禁止されることになりました。国は酪農畜産農家が家畜排せつ物処理施設整備を図るための猶予期間を設け、施行から5年とし、平成16年11月の本施行までに酪農畜産農家は堆肥舎や簡易施設などを設け、排せつ物を適正に処理を行わなければならないとしています。この法律の目的は、畜産環境の保全と資源の有効利用の観点から、適切に処理し、堆肥として農地へ還元することです。本格施行直前になって、急がなければならないのは個々の酪農畜産農家の家畜排せつ物処理施設の整備であります。

そこで伺いますが、寒河江市では現在、酪農畜産を営む農家は37戸で、今回の法律改正による対象農家は21戸となっているようですが、今年度末まで家畜排せつ物処理施設が完了している畜産農家戸数と、新年度も緊急対策事業の予算措置がなされておりますが、施設計画を予定している畜産農家の戸数も伺いたいと思います。

また、経営上の不振で施設整備を先送りする畜産農家に対する対応と、施設整備にあたって農地などの用途変更手続上、隣接者の同意が必要となっておりますが、酪農畜産農家は隣接者の同意をとることが困難な方も出てきています。これらの

対応について、市長の見解を伺いたいと思います。

今後、家畜排せつ物処理整備が進むことで環境保全を初め、有機性資源である良質の堆肥が大量に確保されることとなりますが、供給する側はいつでも、需要側は春先と秋の一時期であり、農家間の需給調整もままならず、畜産農家では新たな問題として良質堆肥の販路の確保問題が出てきています。これらの堆肥の販売ルートを確認できなければ、これまでと同じ野積み状態を繰り返す畜産農家も出てくる心配があります。この堆肥の販路確保について、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号10番、教育振興についてお伺いいたします。

一人一人の子供の行き届いた教育をするために、山形県は全国に先駆け、県独自の少人数学級編制事業、さんさんプランを2002年度4月からスタートさせ、新年度、すべての小学校で完全実施される運びとなりました。その一方で、学校が児童生徒の人間形成を助けるという本来の仕事に専念できるよう、環境や条件整備を整える課題があります。

平成14年度に、小中学校の教科書の大きさが改定され、B5判からA4判に規格が変更されワイド化されております。また、県内の学校保健統計調査の速報などを見ても児童生徒の体格が大きくなっており、特に小学校5年の平均身長は140.3センチと全国一になったと報道されています。こうした状況の中で、これまで使用していた児童生徒の机が窮屈になっていることが指摘されております。これらの問題解決に、新規格の机をすぐに総入れかえを行ったり、段階的に更新を始めている市町村が多くなってきております。

更新されている机は、平成11年度にJIS規格対応となったもので、教科書に合わせ、特に甲板寸法が縦650ミリ、横450ミリとそれぞれ50ミリずつワイド化され、フレームも大きくなっているものです。教育委員会も、既に他市町村が机の更新を行っている状況とか使用評価などについて検討をしている状況かと思いますが、寒河江市において児童生徒の新規格の机の導入について教育委員長の見解をお伺いして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、環境美化基本方針に関連したことでございます。

これまで各課で取り組んできた、フラワーロードや花いっぱいまちづくり推進事業での花の植栽及び維持管理、街路樹及び桜並木の維持管理、都市公園や農村公園などの維持管理、グラウンドワークの推進などを効率よく進めるため、組織機構の見直しによりまして、御案内のように平成14年の10月1日から花・緑・せせらぎ推進課を発足させ、一元的に事業の推進及び施設の管理等を行っているところでございます。

本市の開設されている公園は、都市公園である総合公園2カ所、近隣公園2カ所、街区公園16カ所、緑地及び緑道6カ所、広場3カ所があります。また、農村公園につきましては、いこいの森、二の堰親水公園等があります。その他の施設としましては、道路緑地やチェリーランドにおける国際チェリーパーク、河川敷公園、さらには開発によって生み出された公園があるわけです。また、街路樹は、主要地方道寒河江村山線のハナミズキと、市道36路線にケヤキ、イチョウ、桜など約7,400本と、寒河江川左岸の桜並木があります。

公園の管理につきましては、面積が大きく利用者が広域的な総合公園、地区公園、近隣公園は市において管理いたしまして、地域に身近な街区公園の樹木や照明灯、水道、トイレ、遊具などの施設は市において管理し、除雪やトイレ、公園内の清掃などの管理は近隣の町会にお願いしております。また、1年に1回、公園の管理を行っていただいている方々と懇談会を開催し、管理における問題点や要望などをお聞きするなど、市と地域の方々と一緒に管理を行っているところでございます。

また、山形県の総合公園である最上川ふるさと総合公園につきましては業者に委託し、農村公園の二の堰親水公園につきましては寒河江川土地改良区に、いこいの森は高松地区区長会といこいの森管理会にそれぞれ委託しながら管理運営を行っていただいております。また、チェリーランドにつきましては、寒河江市チェリーランド管理センターへの委託により管理運営を行っております。

御質問にありましたが、公園管理について年間計画により管理業務を行っているのかというようなことでございますが、年度当初に管理業務を委託しておりまして、病害虫の防除回数や時期、肥料を施す施肥の種類や時期、剪定の場所や時期などについて、年間計画を明示しながら実施しております。

今年度における管理実績は、病害虫防除については年2回、病害虫の駆除につきましては、発生した段階において適宜実施しております。施肥については、ツツジや芝生は年3回実施しております。剪定につきましては、ツツジが5月と6月に、中高木については2月に実施している状況でございます。また、利用者が安全に使えるよう随時パトロールも行っております。このように新設の課を発足させ、1年を通しての維持管理を実施してまいりましたが、利用者からは快適に安心して使っていただいております。

次に、この公園管理業務というものが一元化されたことによりまして、具体的なメリットのことでございますが、議員も述べられたとおり、窓口が一つに絞られたことで市民にわかりやすく相談しやすくなったことでございます。このことが最大のメリットとも考えております。また、委託するに当たり、同じ部署で管理が実施されているため、病害虫防除や駆除、剪定の最適な時期など統一された考えで、均一的な管理が行われるということでございます。

また、グラウンドワークの公園づくりは、以前は二つの部署でおのの事業を進めており、これらについても統一した考えに基づき、地元の指導や整備に伴う資材の提供など、一元化が図られたものと考えております。

さらには、フラワーロードや花いっぱいまちづくり推進事業による花の植栽や維持管理についても、一元化により事業の効率化を高めてまいりました。また、業務に携わる職員や予算面においても効率的な運用ができたものと考えております。

次に、アドプト制度ということについての御質問がございました。

アドプト活動とは、御案内のように、行政にかわって市民や事業者が里親となって身近な公共空間を利活用し、地域に良好な環境をつくり出す活動と言われております。本市におけるこれら活動については、一つはフラワーロード沿線推進協議会が挙げられます。この協議会は、国よりボランティアサポートプログラムの指定を受けまして、花の植栽や除草などの維持管理に対し支援をいただいております。また、県における「やまがた道路美化ボランティア」には4団体が加入し、道路清掃や花の植栽など道路環境美化活動を約350名で行っており、これらについても資材の提供や損害保険の加入助成などを受けまして活動していただいております。

また、元町区や美原町に代表されるように、花の植栽、その維持管理、道路清掃や公園の清掃など幅広く活動していただいている町会や団体が市内には数多く存在しております。これらの活動に対しましては、市においても資材の提供や道路愛護損害保険の加入など、これまでも積極的に支援してきたところでございます。

さらには、グラウンドワークによる公園づくりについては、市が土地や資材などを提供し、整備や維持管理を地域住民がみずから行うなどのボランティア活動にも積極的に支援してきたところでございます。また、沼川をきれいにする会やグラウンドワーク研究会などの河川愛護団体には、軍手の支給や傷害保険の加入など、長年にわたり支援を続けているところでございます。

このように、本市では全国に先駆けてアドプト制度における活動内容と同じような組織というものがこれまで数多く存在し、これまで活動を行っていただいております。あえてアドプトという名称の導入は必要ないものと考えております。今後とも市民、企業並びに市との協働による魅力あるまちづくりを目指し、これらのボランティア活動については今後とも積極的に支援していくとともに、活動範囲を市内全域に広げてまいりたいと考えております。

次に、緑のマスタープランのことでのお尋ねについてお答え申し上げます。

本プランは、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための方針として昭和57年3月に策定し、計画目標年次を昭和75年度、現年号で申しますと平成12年度を目標に定めたものでございます。

このプランの目標年次における公園緑地等の整備の具体的な計画内容は、総合公園として現在の寒河江公園1カ所、運動公園を1カ所、近隣公園は寒河江地区の東部、西部、南西部にそれぞれ1カ所、そのほか西根地区、南部地区に設置し、計5カ所。また、既成市街地や今後予測される新市街地に平均的に配置する街区公園が33カ所となっております。

そして、慈恩寺を中心とした寺院とその周辺一帯の区域を特殊公園として、さらに緑地といたしましては、皿沼緑地、現在整備しております最上川寒河江緑地を初め、市東端部の最上川にかかる村山橋付近から上流の須川との合流付近までの河川敷のエリア、また町中にも設置して計13カ所。そのほか公共空地として広場を3カ所、墓園なども長岡山の北側に1カ所、合計58カ所を計画していたものでございます。

また、整備計画面積を人口で割った住民1人当たりの整備目標面積については、目標年次の平成12年度までには都市計画区域内で33.5平方メートルと計画されていたところでございます。策定されてから、このマスタープラン、20年以上経過いたしました。現在、本市は主要な幹線道路の整備を初め、新市街地の拡大など目覚ましく発展し、さま変わりしていることは御案内かと思えます。そういう中で、本市の振興計画を基本とした施策を推進するとともに、望ましい環境づくりの指針とする環境美化基本方針というものを策定し、本マスタープランの方針に基づき公園・緑地等の配置整備を行ってきたところでございます。

緑のマスタープランの評価についての御質問でございますが、目標年次の平成12年度時点での都市計画区域における整備状況を申し上げますと、供用している公園としましては、総合公園が寒河江公園1カ所であり、近隣公園が西根公園と中央工業団地第2号公園の2カ所となっております。街区公園につきましては、八幡原第1号公園など14カ所、緑地や緑道については、丸内緑地や仲谷地緑道など8カ所で、計23カ所を開設しております。広場については、栄町ふれあい広場など3カ所、さらに宅地造成によって設置された公園が36カ所ございまして、これこれ合わせますと公園等の箇所数としましては62カ所となっております。

また、大きな目標の一つでありますところの住民1人当たりの整備面積については、都市計画区域内で14平方メートル

となっているところであり、計画を下回ったところがございます。これは、寒河江公園の一部と最上川ふるさと総合公園、それから最上川寒河江緑地の未整備部分が入っていないということでございます。本プランの目標年次が平成12年度となっておりますが、現在、これを延長した形で本プランを踏襲し、整備を行っているところでございます。

全市を対象とした緑のマスタープランの策定という御質問もありましたが、プランの策定に当たりましては、地方自治法に定める市町村の基本構想である市の振興計画や、国土利用計画法に基づく寒河江市計画にも即する必要があるとございます。また、都市計画マスタープランにも整合することが必要でございます。そのようなことから、この策定期間につきましては、市の振興計画の目標年度が平成17年度までとなっております。また、1市2町による合併に向けた協議を進めておりますので、これらの動向にあわせながら策定してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、屋外広告物のことについてのお尋ねでございます。

御案内のように、屋外広告物につきましては、屋外広告物法によりまして、美観風致を維持し公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所、方法等について必要な規制の基準が定められておるわけでございます。これを受けまして、山形県においては、昭和49年に山形県屋外広告物条例を設置し、昭和50年1月1日から施行し、屋外広告物に対する必要な規制と屋外広告業者についても必要な規制と指導を行っておるわけでございます。

先ほども話ございましたけれども、平成11年1月1日に同条例が改正されたわけでございます。広告物の特質として、より大きく、より目立つものに流れやすく、無秩序な屋外広告物の景観状態が拡大していたことや、郊外部では野立て看板が乱立していることなど、自然景観を阻害していることへの対応、地域の実態に合わせた規制などがその改正の方針でありました。また、それまで公共的の広告は適用除外として無規制だったものが、民間の広告物と同様、規制基準に適合するもののみが掲出可能になったわけでございます。経過措置としまして、平成15年12月31日までの5年間は新条例規制基準の適用を猶予することになっておりました。

御質問の市の状況をどのようにとらえているかということでございますけれども、現在把握している市内の違反広告物については、ことし1月現在で50件の違反広告物があると聞いております。条例改正に伴い、本市が設置していた違反広告物8件については、経過措置の猶予期間内に8件すべてについて撤去いたしており、50件すべてが民間所有の屋外広告物でございます。設置場所については、ほとんどが都市部に集中しており、商業活動や企業活動の中での情報伝達において大きな役割を持っており、広告物としての使命を果たしている現状でもあるわけです。

この現状に対する本市の考え方については、寒河江市環境美化基本方針でも明確にうたっておりますが、都市の美観上、好ましくないものに対しましては改善指導をしていく方針に変わりはございません。したがって、屋外広告物条例の遵守について、違反広告物の設置者に対して県とともに撤去指導を行ってまいりたいと考えております。これまでもやってきたところではございます。

また、新たな屋外広告物の設置については、設置時での指導が重要なことから、県における屋外広告業者に対する指導に加えまして、市においてもこれまで同様、建築確認申請などの機会にチェックと指導の徹底をしてまいりたいと考えております。

また、のぼり旗のお話もありましたが、広告幕・のぼりも規制の対象になっており、一定の条件を満たしておれば設置可能となっております。しかし、歩行者や自転車の交通安全は最重要でございますので、春と秋に実施しております一斉巡回パトロール時などの機会をとらえ、設置者に対して県と一体となった指導を強化してまいりたいと思っております。

次に、家畜排せつ物処理のことでございます。

平成11年11月に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されたわけでございます。そして、本年10月末までに施設整備を実施しなければならないことは御案内のとおりでございます。そのため、畜産農家に対しての法制度の説明会の開催や、各種助成制度などについての情報提供などを実施して施設整備を促してまいりましたが、畜産農家の高齢化や後継者の問題を抱える農家が多く、今後の経営の方向性や助成制度などを活用しても多額の自己負担金が必要になることから、現状においてもなかなか施設整備が進んでいない状況でございます。

本年2月1日現在の主な畜産農家数は、乳用牛飼養農家18戸、肉用牛飼養農家16戸、豚飼養農家が1戸、採卵鶏飼養農

家が2戸で合計37戸となっております。そのうち家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が適用になる畜産農家は、いわゆるこれは牛・馬10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上が適用になるわけですが、乳用牛飼養農家12戸、肉用牛飼養農家8戸、採卵鶏飼養農家1戸の合計21戸でございます。この21戸のうち既に施設整備を完了している農家は7戸でございます。施設があるものの容量不足で増設を考えている農家が3戸、残りの11戸が未整備で、これから整備していかなければならない農家は合計14戸になるわけでございます。

この14戸の助成制度の活用予定につきましては、畜産環境整備リース事業、いわゆる2分の1補助つきリース事業の活用を考えている農家が、乳用牛飼養農家で3戸、肉用牛飼養農家で3戸の6戸でございます。また、今年度創設した市単独の家畜排せつ物適正処理施設整備緊急対策事業の活用を考えている農家は、乳用牛飼養農家で2戸、肉用牛飼養農家で1戸、採卵鶏飼養農家1戸の合計4戸でございますが、そのほかにも法適用にならない乳用牛飼養農家1戸からも活用要望があったために、16年度予算には合計5戸分の予算を計上しているものでございます。

このように、法適用畜産農家14戸のうち助成制度を活用して施設整備を実施する予定の農家は10戸になっており、残りの4戸につきましても法適用の11月1日までにはシートなどでの簡易対応がなされるものと思っております。

それから、隣接者の同意ということが問題になるんじゃないかというような御質問がございました。環境問題に対する地域の意識が高まっている中、堆肥施設等の新設に対して、地域住民や隣接の農地所有者から同意を得ることは非常に困難なものがあると思っております。しかしながら、地域における資源循環型農業を推進するためには、畜産農家と耕種農家の連携強化はもとより、地域住民の理解と協力が必要不可欠なものでございます。そのため、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす役割について、地域住民への普及・啓発に努めつつ、理解と協力が得られる方法を模索しながら対応していかなければならないと思っております。

それから、堆肥の販路確保ということも問題になるんじゃないかなと御質問がございましたが、農産物の栽培などに利用される堆肥につきましては、良質な堆肥であることが必須の条件でございます。良質堆肥を生産するためには、水分調整のための敷料、いわゆるおがくずや稲わらでございますが、その使用や切り返し等の作業を繰り返さなければなりません。相当の労力が必要とされます。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に、家畜排せつ物の適切な管理と良質堆肥の生産を行えない畜産農家が増加しており、このことが堆肥の有効利用や販売ルートの拡大につながらない一つの要因になっているのではないかと思います。

今後、堆肥舎などの建設が進めば堆肥生産量の増加が予想され、堆肥の販路確保は重要な課題であると思っておりますが、新たな需要の拡大や個別利用から地域全体での利用促進などを、耕種農家や関係団体とも協議しながら検討しなければならないと思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育振興について、現在使用している児童生徒用机を、新規格による大きな机にすべきではないかという御質問にお答えします。

現在、小中学校で使用している机の大きさは、横60センチメートル、縦40センチメートルとなっており、机といはずべて上下稼働式のものを使用しております。平成11年度に学校用家具のJIS規格が改正されまして、従来より少し大き目の横60センチメートル、縦45センチメートルのサイズから、横75センチメートル、縦50センチメートルまでの8種類のサイズから選ぶこととされておりますが、机の上で教科書とノートのほかに資料等を利用しても、ほとんどの資料は最大でA4判でありますので、現在使用しているもので特に支障はないものと考えております。

また、普通教室外で行われる総合的な学習の時間や生活科など、グループや集団での学習及び制作活動などの場合は、集会室、生活室、家庭科室などの特別教室やホールにある大きな机を使用することになりますので、現在使用している机については全く支障がないものと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも答弁ありがとうございました。

2問に入らせていただきます。

公園の管理について一元化されたことに対して、かなり効率的な運営なさっている状況等聞いております。ただ、今回の予算を見ますと、これが効率的な運営なさった中でメリットかなと思っているんですけども、花・緑・せせらぎ推進費の全体で1,878万円が減額なっているんですね。ですから、これだけの効率的な運営をなさったのか。果たして、逆に財政難だからここを削減したのか、非常に私は疑問に思うところであります。公園の面積もかなりふえているし、やはり国の基準、1人当たり20平方メートルぐらいですか、これを寒河江市としてははるかに上回っているんじゃないかなと私は思います。その点で、この維持管理については、相当経費負担がふえているような状況かと思っております。

これ、確かに施設を億単位あるいは万単位にずっとかけて整備をしていきますけれども、結果的に維持管理費が回らなければ、やはり市民も公園として利活用しなくなるというのが一般的であります。今、管理をある程度一定して委託している寒河江公園とか、あと最上川ふるさと公園とか、チェリーランド、いこいの森、こうしたところはある一定の管理は徹底して行われている状況かと私は思っております。ただ、ほかの街区とか緑地、こうした施設は本当にちょっとこのままではまずいんじゃないかと私は思うんです。やはり景観形成を進めていく中で、面的な一部分については確かに寒河江市も全面的に頑張っておりますけれども、ある一面を見ますと、なかなかそういうところに目が向けられない。そして、そういう場所には利用する人もいなくなっている状況にあります。

例えば公園ですけれども、工業団地、あれが整備されたときは非常に昼休みとか公園を利用して、あそこの周辺の団地に働いている方が利用していましたが、今見ますとああいう公園で遊んでいるのがほとんどいないですね。たまに老人クラブのゲートボールとか、そういう形でやっています。ですから、やはり地域の住民の協力を得て、ボランティア活動も寒河江市は十分やっておりますけれども、まだまだやっぱり行政が支援していかなければ、まず破綻したゴルフ場と同じような状況になっていくんじゃないかと心配されます。ですから、10年、20年後の景観形成を寒河江市としてどういう形にしていくか、ここらをきちっとやっぱり方向をつくっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、この辺について、やはり公園ばかりでなくて、寒河江市の全体の景観形成をどうするか、これが一つの私は課題だと思います。

私らも、いろいろ行政視察で各地のまちづくりや街並みを見ますけれども、非常に全市的に景観が行き届いたというか、環境美化に努めている市町村も見てきております。やはりこれは住民の熱意だと思うんですけども、そういう形に持っていくためにどうするかということも、やはりボランティアばかりでなく、行政がどう取り組むかというのも一つの課題ではないかと思えます。

ですから、この辺について少し今後のこの公園整備に当たって、どういう方向性を持って……、整備も確かにそうなんですけれども、維持管理について本来なら金をかけて、もう少し景観をよくしなくてはならないんだと思うけれども、ボランティア活動に対して支援、いろいろ後の問題でも触れますけれども、こうした体制を持っていかないと、これからやっぱりこういう整備というのはなっていないのではないかなと思うので、この辺について今後の計画というか、方針があれば、市長にお伺いしたいと思います。

あと、昨年の4月から花・緑専門員が寒河江市で配置されましたけれども、結果的に私も余り詳しくわからなかったんですけども、いつの間にかやめているんですね。そうしたら、担当課に聞けば、6月ころ、7月ですか、退職なされたということなんですけれども、私は、これだけ膨大な公園を持っている以上、やはり専門的な知識を持った人をきちっと配置して、樹木の管理、あるいは花を植えるに対してもいろいろな植栽の指導とか、そういうものが必要だと思って、ある面では非常に喜んでいたんですけども、このせせらぎ専門員について16年度は予算措置もなってませんけれども、今後こうした取り組みの計画を実施していくのか。また、余り効果がなかったんで、このまま花・緑推進課の方でいろいろなこ

ういう作業というか、やっていく方向なのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

あと、アドプト制度の問題ですけれども、やはり寒河江市でもいろんな面でボランティアの中で活動していることに対して、ごみ袋とか清掃道具など、ある程度提供しているかに思います。それと、傷害保険なども部分的にというか、全体的にボランティア活動に対して掛けているような状況だと聞いております。

ですけれども、やはり傷害保険なども、今、河川敷の草刈りとか、あるいは公園の草刈り、あと道路沿いの草刈りなどをした場合に、やはりハチに刺されたり、蛇にかみつかれたり、いろいろな状況が今発生しているんですね。ですから、こういう制度を活用して、そのボランティア活動に対して、団体に対してですね、全体でなくその団体に対してきちっと傷害保険なども掛けていただくような制度になれば、やはり安心してボランティア活動ができるのではないかと私は思うところでございますけれども、市長は、十分寒河江市ではやっているからということですが、その辺も再度検討していただきたいと伺います。

あと、緑のマスタープランについてですけれども、やはりこれまでの経過、評価もいろいろありましたけれども、なかなか目標達成までは至らなかった状況だと思っております。ただ、都市部、前回の都市計画区域内は、十分緑の公園、そして街路樹なんかも整備されて非常に景観よくなっておりますけれども、ただ、このたび新たに3,007ヘクタールの地域を拡大した中で、この緑のマスタープランの具体的な方針がほとんど示されていないんです。

都市計画のマスタープランにも、ある程度はついておりますけれども、これは全体的な概略的なもので、具体的にその方向性がほとんど出てないし、また周辺部については都市的な公園が整備されない状況もあって、この辺についてもう少し具体的にやっぱり指針を出して、策定していろいろ計画を進めていくべきだと私は思います。そして、これだけ膨大な公園が整備された中で、先ほど言いましたけれども、管理の面ももう少し具体的にこういう緑のマスタープランの中に入れていくべきと私は思いますけれども、この辺について市長の考え方を伺いたいと思います。

あと、屋外広告物のことなんですけれども、環境美化基本方針が平成5年12月に策定されております。ただ、この中を見ますと、やはりこの当時から景観を阻害するというか、そういう看板が多いことも指摘されております。そして、国道沿い、112号線沿いの景観の問題、こういうのも課題の一つとして、これを改善していく方向性を示しているんですね、この方針では、それが今現状としては、平成11年に条例が強化されたこともあったんですけども、その以前からこうした問題点を提起しておきながら、今回、条例改正後も新たにこういう広告物が全体に……、新たに改正後に広告物が出たのが25件あるんです。ですから、こういう中でやっぱり指導しなくてはならない行政の立場でありながら、こうしたものを無法に野放しにしておくのはちょっと考え物だと思うんです。

これは、県はやっぱり指導しているということなんですけれども、寒河江市でもいろいろこの間に業者との協議とか、あと訪問して指導をやっている状況を聞いておりますけれども、でも、この指導がやっぱり徹底してないのではないかなと思っております。やはり基本計画にのっておきながら、10年もたっている中でどんどん今乱立している状況があるんですけれども、この辺について具体的な対策を具体的にとってきたのかどうか、この辺について市長に伺いたいと思います。

ただ、基本方針の中では、広告条例というか、要綱などもつくるような方向性も出てますけれども、そこまでしなくても、やっぱり規制ばかりでなくて具体的な指導をもう少し徹底するような方向性を出していただかないと非常に景観が損なわれる状況かと思っておりますので、この辺についてお伺いします。

それと、先日の3月1日に山新の中に記事があったんですけども、「屋外広告物の違反多く、怒り」と表題で出てたんですけども、やはり知らんぷりや条例を無視している業者に対して、従来の指導ができない本県の行政の生ぬるい対応が理解できない。また、条例に違反したということで寒河江市も8件の広告物を撤去しましたけれども、こうした違反しているから撤去した業者もいる中で、「正直者がばかを見る」と、こう書いてあるんですね。ですから、こういうのは、せっかく条例をつくっても、やはり対応する側がぴしっとしなければ条例をつくっても何の意味もないと思います。ですから、もう少しこういう行政指導をどのような方向性でいくか、市長に再度お伺いしたいと思います。

あと、家畜排せつ物の、これも条例改正に伴って施設整備をやらなければならない状況になっているんですけども、私も平成14年の3月にこの問題を取り上げております。しかし、その後の経過、市長からいろいろ話ありましたけれども、

なかなか実態として進んでいない。これはやっぱりもう少し具体的に、条例つくったんだから、指導をもう少し徹底する方向と、やはり問題点があれば、それなりの対応を具体的に考えていかないと、予算つけて補助金を出すから自分らで建てるではだめだと思っんですね。

ですから、この間も農家と話し合った中で、やっぱり周辺の同意が得られないとか、建物を建てる場合だと建築許可がないとか、いろいろな問題も出ております。そしてまた、農家によっては、この条例が出たことによって、やめたり、あるいは頭数を削減したり、非常に深刻な状態もあります。ですから、これは制度が出た以上、何らかの誘導政策を十分に行政側としてきちっと決めて、やっぱり方向性を見出してもらわないと農家が立ち行かない状況で、だんだん減少していく状況です。ですから、この辺ももう少しきちっとやはり対応していってほしいと思います。

そして、結果的にこの問題は農家から排出される堆肥、この処理の問題が非常に農家にとっては大変な状況かと思っんです。やはりある程度管理して徹底して発酵させたり、いろいろわらとかもみがらとか加えて加工して商品としてつくっても、なかなか今販売するには非常に困難な状況です。大きい農家はやはり化学肥料を使っているいろいろやっておる中で、やっぱりこういう手作業のかかるようなものについては一向背けているような状況あります。

ですから、こうした問題解決にも、やはり供給側と需要側の数字的な、行政でもある程度つかんで、これの対応をやはりJAとか、あるいは他市町村の堆肥を求めているような地域もあります。たしか朝日村ですかね、この辺も畜産農家、酪農家もない中で、やはり堆肥をつくっている農家がないということで、他市町村から購入するために補助金なども出しているんですね。ですから、そういう中をいろんな情報を今インターネットで検索もできますので、その対応なども具体的に計画を行政の側で練ってもらって、それらの具体的な対応を今後検討していただきたいと思っんです。

そして、市長、地域の農家と耕種農家あたりとの共同でいろいろ進めていけばいいんじゃないかということでもありますけれども、なかなか耕種農家との共同でというのは、やっぱり本人同士はなかなか進まないし、これは行政とJAあたりの窓口で共同してこれも行ってほしいと思っんです。

この耕種農家と共同するに当たって、今回、県の単独事業でありますやまがた園芸農業拡大推進事業とありますけれども、これは園芸農家を支援するために施設整備とかやる事業だと思っんですけれども、こういうのを活用して、やっぱりこういう耕種農家と一緒に循環型園芸農業を進めるような事業を企画してほしいなと思っんですけれども、この辺についても市長の見解を伺いたいと思っんです。

あと、教育委員会にお伺いします。

教育委員長の答弁を聞きますと、全くそっけない。これはやっぱり児童生徒のことを考えないで自分の目線で考えているから、こういう回答が出てくるんじゃないかなと思っんです。

確かに当局が今座っている机、私も議員として常に見ているんですけども、実際はかなり窮屈な状況なんですね。学校机はその寸法と同じなんです。今使っているのは大体同じなんです。ですから、小学校はある程度十分かもしれません。しかし、A4判の教科書、ノートを広げた場合、どういう状況かというのはわかりますか。非常に窮屈な思いで、何か書くにも非常に窮屈な思いをして授業を受けているんです。ゆとり教育と言ってますけれども、こうした環境をもう少し充実させてもらわないと、やはりゆとりというのはなっていないんじゃないかなと思っんです。

やはり、学校で勉強するのが一番時間的に多いわけなんです。今、学校では教室によっては机を寄せ合ったりして、いろんな方法で授業を行ってますけれども、それらの問題も、やはり机が狭いからとか、そういう問題もあり得ると思っんです。ですから、この辺についてこれまで、平成13年からずっと机の購入が出てるんですけども、13年度は193台、14年度は120台、15年度は今のところ20台と出てますけれども、このJIS規格が新たな規格、机が50ミリ大きくなったというか、規定になったのが平成11年なんです。こういう机がありながらも、依然として寒河江市は旧体制の机を購入するというのは、ちょっと私は意図がわからない。

確かに、11年当初は少人数学級もなっていなかったんですね。そういう中で、やっぱり机を大きくすれば教室が狭いから、結果的に不可能だという問題もあったかもしれません。しかし今、現実としてさんさんプランが進む中で教室のゆとりが出てきているんですから、こうした手だてを教育委員会として、きちっと児童生徒の目線で考えていかなければなら

ないと思いますけれども、この辺について再度教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。お答えいたしますけれども、ほとんど1問で答えておることだろうと思っております。あえて質問がありましたので繰り返しのようになりますけれども、一元化したことによって公園等々の管理というものは非常にうまくいっていると思っております。そういうことで予算なども少なくても間に合っていると。こういうことでございまして、行政は公園管理に予算を切ったのではないかと、こういう見方じゃなくて、一元化したことの効果というものが出ているということと、それから市民の盛り上がりというものが随所にできておることだろうと思っております。

何にしても、自分の地域、あるいは自分のまち、自分の公園、自分の道路というものについて、やはり市民たちが自分のものとして、地域のものとして、そして対応していくというのが寒河江で大変盛り上がり、非常にほかにないところの盛り上がりがあると思っております。ですからこそ、寒河江市もほかから来た方からも大変美しいまちだと言われるゆえんだらうと思っております。

これもグラウンドワークを初め、町会あるいは団体等の御理解と御協力のおかげだと思っております。景観を大切にしておく、あるいはより美しいところのまちづくりに協力しようというところの市民の考え、そしてまた、力というものを私は大変評価してしかるべきでございます。そしてまた、それをなお一層進めていただきたいものだと思っております。

それから、専門員のことでございますが、これは樹木や草花の管理マニュアルの作成や現地での実地指導なども手伝っていただいて、御指導いただいたわけでございます。それから、病害虫の防除・駆除、剪定の方法などという、そういう管理基準というようなものを、専門的な方ですから、そういうものを御指導ちょうだいしたわけでございます。

ですから、いろいろ緑化フェアのときからいらした方でございますし、花咲かフェアのときにも御指導いただいたわけでございますので、ですから、そういう御教示いただいたものを、それをうちの職員が引き継いでおると。引き受けているというような段階でございますので、まずは本人の御希望もありましたので退職したということでございまして、あとは職員にお任せしてもいいのではないかと御本人の考え方もございましたので、おやめになって、その後は設置してないというのが現状でございます。

それから、傷害保険につきましては、これは先ほど答弁申しあげましたように、それぞれ必要に応じた掛け方というものをしておると、このように思っております。

それから、マスタープランでございますけれども、先ほども申しあげましたように、未整備の分野というものが特に大きな面積にわたって残っておりますので、それを今整備中なわけでございますけれども、そうするならば1人当たりの公園面積なども非常に上がってくるだらうと思っております。また、中心市街地のみならず、周辺の方々にも広くお使いできるような公園というような整備になるのかなと思っております。今後のプランづくりにつきましては、先ほど申しあげたような考え方でおるわけでございます。

それから、屋外広告物でございますけれども、御案内かと思っておりますけれども、屋外広告物の条例、これは県条例でございます。そして、これを許可するまで、あるいは指導するというのも第一次的にはやっぱり県でございます。ですから、先ほど申しあげましたように、うちの方では県と一体となってこれのパトロールとか、あるいは指導というようなことを一体となってやっておりますけれども、基本的には県の条例で、県の指導によってこれが動いているわけでございます。

私も、あるいは皆さんもごらんになっても、あんなところにまた新しく出たと、それも色彩的にもおかしなものが出たと、こう言われましても、それが許可されておるといふものになりますれば、これはいかんともしがたい。ですから、その辺からまず県においても十分許可する場合に、指導してもらわなくちゃ

ならないと思っておるところでございます。

それから、排せつ物の関係でございますけれども、これも1問でも申しあげましたとおりでございます。何にしましても、指導、指導、行政と、こう言いましても、やっぱり御本人がいろいろ経済的な問題等々あると、こういうことであるわけでございますので、私の方でも相談に乗り、あるいは指導しておるわけでございますけれども、御本人の考え方というものも踏まえなければならないというのが大きなネックになっていると。このように思っておりますので、なお一層こういう排せつ物、そしてまた排せつ物の需要というような問題につきまして検討しなくちゃなりませんし、これは一畜産農家だけの問題でなくなるわけでございます。

これを使うかということになりますと、実際に化学肥料を使うよりもああいう肥料を使うことが大変だろう、あるいはにおいもすると、労力もかかるということになりますと、大変な労力から、あるいは煩わしさというものも出てくるだろうと、このように思いますので、ひとり排せつ物を出している方が悩みというものもあるだろうけれども、それ以外の方で進まないということもあるわけでございますので、関係団体と一緒にこれでも相談に乗ったり、あるいは指導したりと、こういうことをしてまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 お答え申し上げます。

教育委員会としては、毎年、市内の14の学校を訪問しておりまして、児童生徒の学習の様子等も含めて拝見させていただいているところであります。そこではさまざまな形態の学習活動が展開されておりまして、それらを拝見しながら、児童生徒の様子はもちろんのこと、教育環境整備の観点からも実態の把握に努め、勉強をしているところであります。

殊机に関しましては、先ほど教育委員長がお答え申し上げましたとおり、子供たちの学習活動に特に支障を来しているという実態はないというふうに把握しているところであります。

具体的なことについては、担当の課長の方からお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 管理課長。

芳賀友幸管理課長 毎年度、120個程度購入しているのではないかとといったような御質問があったわけですが、全校、14校ございまして、これを平均しますと10個にも満たないということで、壊れた分の更新という意味で購入しているものでございます。

あくまでも使えるものは大事に使っていかうと、こういう考え方で使ってもらっているわけでありまして、中には天板だけを交換して使っているといったような状況もございます。したがって、あるものを大事に使っていかうという考え方でおりますので、教育上、特に支障ないというような状況下にもありますので、今の状況のまま使っていきたいと考えております。

そしてまた、第1問で、確かに平成14年度で教科書の改訂年度だったわけですが、この際に教科書のサイズまですべて変わったということではございません。あくまでも教科書の改訂年度でありまして、教科書のサイズも変わったということではございませんので、御了承いただきたいと思います。御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

佐竹敬一議長 いいですか。松田 孝議員。

松田 孝議員 排せつ物の処理の関係をちょっとお聞きしたいんですけども、今4戸、これから16年度以降またがるわけですけども、この4戸に対してやはりもう少し支援というか、簡易的な遮水シートなども出ているようですから、これらの補助などもやっぱり県として環境整備に当たってもらいたいと思いますので、この辺について、この1点について市長の見解を伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 農林課長。

木村正之農林課長 先ほど市長の方からもありましたけれども、4戸が残るといようなことでございます。これらについても今いろいろと指導をしているところでございますけれども、やはり先ほど市長からありましたように、資金的な問題等々もありまして、耐久性のあるものについてはちょっとというようなお話でございます。それで、簡易シートについても今これらの解消になるというようなことでございます。10頭程度でありますと材料代だけで10万円ちょっとぐらいでできるというような状況でございます。

ただ、補助要綱に定めている中については、耐久性のあるものというふうに限定をしておりますので、今の段階ではこれらについて補助の対象にはしていないところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 通告番号11、12について、市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、順次質問してまいりますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

地方分権一括法が制定され、国と地方自治体との関係は、上下・主従の縦の関係から対等・平等の横の関係となりました。また、権限が地方に移譲されたものの、財源が伴っていないために、その税財源の移譲が強く求められ、三位一体の改革が今進められています。

そのような折、イラク復興支援の名のもとに、武装した自衛隊のイラク派兵が、多くの国民の反対や野党及び自民党の幹事長経験者などが欠席する中で、自民・公明の与党単独で強行採決されました。このことは、まさに戦争できない、してはならない国から戦争できる国への転換であります。日本の基本政策の180度の転換を意味するものであります。同時に、戦争は国家財政を悪化させることは、アメリカのベトナム戦争や戦中の日本を見るまでもなく、すべての歴史が示しているところであります。

今回の判断の是非は、後の人々によって明らかにされることであらうでしょう。しかし、私はそんな悠長なことではならないと思います。これまでの歴史を見る限り、どんな理屈をつけようとも、武装した自衛隊の派兵は誤りであると思うのであります。したがって、平和的な形で人道支援、復興支援に徹すべきであると思うのであります。このままでは、欲しがりません勝つまではの過去の過ちが再び繰り返されるのではないかと危惧するのは、私ひとりではないと思うのであります。

平成16年度地方財政計画では、地方交付税の削減及び臨時財政対策債の大幅な抑制、国庫補助金や負担金の廃止や縮減、人件費や単独事業の抑制、民間委託の推進など、徹底した見直しで地方財政計画規模が抑制されていることから、当局でも16年度予算編成に当たっては大変苦勞されたと聞いております。制度上、国と地方が対等・平等の立場に立ったはずなのに、逆に地方は金でもって国にかんじがらめにされているように見えてなりません。

今まさに、改革の真ただ中でありまして。しかし、三位一体の改革についても、国の手中で都合よく扱われているように見えてなりません。地方の主体性を確立するという観点から、地方6団体が意見をまとめ、国に物申すことが極めて重要になっていると思うのであります。そこで、佐藤市長は首長という立場で、三位一体改革についてどういった見解をお持ちになっておられるのかお伺いいたします。

また、今回、山形県市長会会長に御就任になりました。まことにおめでとうございます。総会では三位一体改革に向けた特別決議も採択されたそうであります。その実現に向けて会長としてのリーダーシップを期待すると同時に、その決意並びに抱負について伺いたいと思います。

次に、通告番号12、合併問題について伺います。

昨年12月に、1市2町の任意合併協議会において26項目の合意がなされ、合併協定素案と新市将来構想が決定されました。朝日、西川の両町では、これをもとに合併した場合の合併構想と合併しない場合の自立のまちづくり構想による住民説明会も終了し、住民アンケートの実施が始まっています。その結果も4月中にまとめられると報じられています。

2日の施政方針で、市長は、「2町の意向を踏まえ法定合併協議会を設置し、合併特例法適用期限内の合併に努力したい。将来に対し誤りのないよう進めてまいりたい」と述べられました。私も寒河江市の将来のまちづくりを進める上で誤りのない判断をすべきだと思います。そのような観点から、後でこんなはずではなかったなどと言われることがないように、今示されている合併協定素案や新市将来構想案につい

て何点かお伺いをいたします。

まず、 の合併に向けた進め方（スケジュール）と課題について3点伺います。

一つは、合併特例法適用期限内の合併を目指しているわけですが、その合併に向けた法定協議会の設置の時期と、その後、合併までのスケジュールはどのようになるのか。また、法定合併協議会の委員の構成や事務局体制、予算措置はどのようになるのかお伺いいたします。

二つには、地方自治法第2条4項の基本構想の関係であります。

朝日町の第4次朝日町総合発展計画は、平成12年度から平成21年度までのものであり、西川町では新たに第5次西川町総合計画がつくられています。ところが、寒河江市の第4次寒河江市振興計画は平成17年度までの計画であり、通常であれば平成18年度からの新たな振興計画策定を進めなければならない時期であろうと思います。合併には相手がありますし、また行政の空白は許されないことでもあります。したがって、もし万一合併が進まない場合やおくれるような場合の対応策として、平成16年度には第5次寒河江市振興計画策定の準備を進めなければならない時期ではないかと思われませんが、市長の見解を伺いたいと思います。

三つには、平成16年度の施政方針が述べられました。各会計の当初予算も提案されています。

また、合併という重要な課題を抱え、取り組んでいる最中でありまして。ところが、16年度の途中である17年1月19日で佐藤市長の任期が満了となるわけでありまして。そこで、合併に対する市長の熱意をも含めて、引き続き続投なされる考えなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、 の将来のまちづくりと合併協定素案などについて7点お尋ねをいたします。

一つは、客観性のある行政評価システムの導入であります。

今、すべての自治体で効率的な行財政改革が叫ばれています。しかし、総合計画を管理評価したり個々の事業について客観的に評価する基準やシステムがありません。したがって、抽象的な評価になっています。これではますます厳しくなる中での的確な行財政改革はできるはずもないのではないかと思うのであります。

昨日議論されたバランスシートの活用は、自治体の体力や健康状態を見るのには適していると思っております。しかし、現在寒河江市でやっている内容では個々の事業に対する評価が十分にできるものではありません。森を見ても木が見えないことになります。

過日、私ども会派で視察した兵庫県川西市では、「木も森も見る行政運営を目指して」というタイトルで取り組まれている「川西市行政経営支援システム」について研修してきました。

このシステム開発の発端は、平成4年、次の総合計画、寒河江市で言う振興計画であります。これをつくる段階で、これまでの計画を管理評価するすべがないことに直面し、一体何のためのだれのための総合計画なのかという問題意識から研究が始まり、開発されたシステムだそうであります。

このシステムは、次のような三つの特徴から成っております。一つは、事業、細事業を主体に計画、予算、定数、いわゆる定員であります。がリンクしていること。二つには、分野、施策、細事業の単位で評価していること。三つには、評価を単独で実施するのではなく、実施計画、予算編成、定数査定の過程でそれぞれ実施されていることでありました。この結果、予算も決算も各事業ごとに、人件費を含めた事業費や評価指標と達成率などが過去3年分が一目瞭然となるものでありました。市民や議員からも大変好評を得ているとのことでありまして。行政執行上も、何が問題なのかということが的確に把握をできるということでありまして。

そういう中で、市町村合併は行政システムを変えられる好機であると私は認識をいたしております。任意合併協議会の協定項目に行政評価システムの導入はありませんでした。しかし、これからの自治体には必須のシステムであり、したがって、法定協議会において行政評価システムの導入を検討し、合併協定項

目に加えるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

二つには、現在、ごみ処理や消防事務などについて西村山広域行政事務組合で共同処理を行っているわけですが、寒河江市、朝日町、西川町が合併した場合、西村山広域行政事務組合の規約の変更が必要と思われるが、その場合、どのような手続が必要となるのか教えていただきたいと思います。

三つには、市からの委託で寒河江市土地開発公社が先行取得をしている土地で、平成16年2月現在、いまだ買い戻しされていない土地の面積と、その代金は幾らになるのかお伺いをいたします。また、新市将来構想案の中で先行取得した土地の買い戻しについてどのように位置づけされているのかもあわせてお伺いいたします。

四つには、第4次振興計画に基づき、市では市立病院の整備用地として開発公社に委託して先行取得していますが、任意合併協議会の新市将来構想案には病院の整備計画が示されていません。寒河江市の実施計画にのっている市立病院の整備計画は今後どのようなようになるのかお伺いいたします。また、現在の三つの病院をそれぞれ存続するとなっておりますが、その会計はそれぞれ独立方式なのか、それともプール方式となるのかもあわせてお伺いいたします。

五つには、新市将来構想案の新市の主要事業には庁舎の建設が入っていないが、山形盆地活断層のかかわりなどで現庁舎が耐震上問題はないのか。問題ないとしたならば、その根拠は何なのか。また、任意協議会の中でのやりとりでは10年以内に庁舎建設はしないとされていますが、たとえ10年間の間に庁舎を建設しないにしても、10年後には現庁舎は築40年になることから、庁舎建設のための基金の積み立てが必要だと思います。新市将来構想案の財政計画の積立金に庁舎建設のための基金が入っているのか。もし入っていないとすれば、基金の積み立ては必要と思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

六つには、下水道の問題であります。

合併協定素案の調整方針では、生活排水処理施設整備計画は、合併後、新しい計画を策定するとなっております。そこで伺います。合併後策定される計画とは、現在の市と町の計画を合体をしたものをつくるのか、それとも現在の市町の見直しをも含めて策定することになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

七つには、有利な合併特例債を受けるためには、新市建設計画の中で主要事業に計画されていなければならないそうでありますが、寒河江市分として13事業、総事業費 108億 4,900万円を計画した理由、根拠についてお伺いをいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、三位一体の問題でございます。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む国と地方の税源配分のあり方を一体的に見直すという三位一体の改革の推進が、一昨年6月の国の基本方針2002に示されたところでありますが、この三位一体の改革は、地方の自主性、自立性の向上、つまり地方の裁量の拡大による地方分権の推進と、それにふさわしい地方の税財政制度を構築することを目的としているものでございます。

そして、昨年6月には基本方針2003が閣議決定され、この中に国庫補助負担金については2006年度までの3年間に、おおむね4兆円程度をめぐりに廃止・縮減等の改革を行うと。廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては税源移譲すると。それから、地方交付税については、財源保障機能全般を見直しして縮小し、交付税総額を抑制すると明記され、この方針のもとに三位一体の改革が推進されることとなりました。そして、2004年度、つまり平成16年度が実質的な改革の初年度となったところでございます。

改革初年度の国の地方財政計画では、御案内のように国庫補助負担金の1兆円削減が実施され、それにかわる財源として4,200億円余りが所得譲与税で、また2,300億円余りが道府県に交付される税源移譲予定交付金として、合わせて6,500億円程度が移譲されることとなりました。また、地方交付税については、地方財政計画上における地方単独投資的経費の縮減や地方公務員の削減などにより地方の歳出が圧縮され、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を合わせた削減額は2兆9,000億円、12%の減となったところであります。

このように税源移譲額が6,500億円であるのに対し、国庫補助負担金、地方交付税等の削減額が3兆9,000億円と6倍にも上がっており、初年度だけを見ると地方にとっては非常に厳しく、地方だけが大きな痛手をこうむった感がございます。

首長としてどうあるべきかというような考え方を問われておりますが、この改革は単に地方税財源の拡充を目指すためだけのものではなく、また国の財政再建のためのものでもなく、国と地方をあわせた我が国の国の形、国のあり方を見直し、住民の福祉と地域の安定のために地方分権を推進していくものであると考えております。

改革には、この地方分権の理念に沿って地方の自主性、自立性を向上させていくという部分と、国と地方を通じた行財政改革、効率的で小さな政府を目指していくという部分があり、地方の改革があわせて行われているという見方もできますが、地方から見れば、あくまでも地方分権の推進を基本とし、国庫補助負担金の改革においては、廃止・縮減を先行させることなく税源移譲と一体で行い、地方への負担転嫁を行うものであってはならないと思っております。

また、今回のような形で三位一体の改革が進んでいけば、団体間の財政力格差が拡大することになります。そのことから、団体間の福祉・教育などの基本的な行政サービスに地域間格差を生ずることが十分懸念されるのでございまして、交付税の基本的な機能であるところの財源調整機能、そしてまた財源保障機能は堅持されるべきものであると思っております。

改革の初年度は、国からの税源移譲に比べ交付税、国庫補助負担金の削減が先行、突出するというアンバランスな状況であり、また改革の全体像が見えておりません。三位一体の改革はバランスよく文字どおり一体的に実施されなければならず、また、国においては改革の全体像というものをきちんと示し、その改革工程を明らかにし、改革をどういった手法で、どういった全体像をイメージしながら進めていくかと

いうことを地方や国民に示すべきだと思っております。

平成16年度予算において、改革の初年度が曲がりなりにもスタートし、改革の流れができました。これを改革にふさわしいものとしていくためには、もう一度原点に立ち返り、すなわち、地方分権の推進、そしてそれに合った地方の税財政制度の構築を進めていくことが重要でございます。また、改革が実を上げるためには、地方の理解と協力のもとに進められることが不可欠であり、国においては、地方団体の提言を受け入れ、地方団体と協議しながら結論を出していただきたいと考えておるところでございます。

御案内のように、2月24日、私は山形県市長会の会長に就任いたしました。私は就任後すぐに、地方財政基盤の確立に関するところの特別決議を行ったところでございます。特別決議としては、私の記憶では、市長会ではこういうものは初めてではなかったかなと、このように思っておりますが、税源移譲の早期実現、地方交付税制度の堅持と所要額の安定的確保、国庫補助負担金制度の見直し等について国に要望するとともに、県にも呼びかけながら一体となってこの事態を国に訴えて、そしてまた、解決策を見出していかなくならないということとしておるわけでございます。これからも、地方のため、そしてまた市民の福祉の向上につながる提言・要望等を積極的に行い、会長としての役割を果たしてまいりたいと思っております。

次に、合併関係について何点かございましたので、順次答弁申しあげたいと思っております。

まずは、スケジュール等の質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、西川町と朝日町では、さきに各地区における合併座談会を終了し、現在、アンケートによる合併に関する町民の意識調査を行っております。アンケートの回収は西川町では3月15日まで、朝日町では3月22日まで回収し、両町とも座談会とアンケートの結果を踏まえて、町として法定協議会を設置するかどうかの重要な判断材料とされているようでございます。その集計・分析は、両町とも4月中ごろまでとしているようでございます。したがって、両町とも合併に当たっての法定協議会の設置の判断は、4月以降になるのではないかと考えられます。

御質問の合併特例法の優遇措置を受けられる期限内、現段階では平成17年3月31日までのスケジュール等の質問なわけでございますけれども、スケジュール等の御質問の内容の大半が法定協議会の中で決定されるものであり、ひとり寒河江市長として申しあげるべきものではないことをまず申しあげておきます。

合併に当たっては、国・県とのかかわりもありますが、これまで任意協議会及び議会の合併問題検討特別委員会で申しあげてきた内容を踏まえて申しあげたいと思います。

まず、合併を進めるに当たっては、1市2町の各議会で地方自治法及び合併特例法に基づく協議会、一般的には法定協議会と言われておりますが、その設置については、1市2町それぞれの議会で議決が必要でございます。この時期は、2町のアンケート等の分析の時期からすれば、4月以降になるのではないかと考えられます。協議会の委員の構成は、協議会で制定する規約の定めるところによります。合併特例法の規定により制定された規約の中で委員が決まるものと思っております。

それ以降のスケジュールということでございますが、これも法定協議会で決定されるものであります。第3回の任意協議会で合併の期日を協議していただいた折に、合併までの必要なスケジュールを説明しております。また、寒河江市の議会の合併問題検討特別委員会から法定合併協議会を設立した場合のスケジュール案についての資料提出を求められ、12月22日、合併のスケジュールの案をお配りいたしておるところでございます。

それにも書いておりますが、16年4月に法定協議会の設立をし、4月から9月までに合併協定項目の協議、新市建設計画の協議を行い、9月には決定し、1市2町の首長による合併協定調印を行う。さらに、1市2町の9月中のそれぞれの議会で合併のための廃置分合の議決をしていただき、直ちに県知事に合併申請書を提出する。10月以降に県知事が県議会の議決を経て総務大臣に届け出がなされ、官報に告示され

た日をもって合併の期日となるものでございます。事務局体制も協議会で決定されるものでありますが、任意協議会の事務局が法定協議会の事務局に移行されるものと思っております。

それから、予算措置であります。法定協議会の運営に必要な経費と合併するに当たって協議会として必要と思われる経費については、各市町から御負担いただき、協議会の予算として協議会で決定し執行されるのではないかと考えられます。

次に、寒河江市の振興計画の策定と合併とのかかわりでございます。

このことにつきましては、平成15年11月26日に行われた平成16年度から18年度までの実施計画についての議会全員協議会でも申しあげましたところでございます。

第4次振興計画は、平成8年度から平成17年度を目標年度として策定されたものでございます。18年度からの第5次振興計画の策定期間であり、御案内のとおり、現在、寒河江市、西川町、朝日町の1市2町が平成17年3月内の合併をめぐり任意協議会を設置し、合併に当たっての協定素案や新市の建設計画案、いわゆる将来構想案を策定いたしました。二つの町ともそれらをもとに合併についての地区座談会を行い、現在、法定協議会に移行するかどうかの判断材料としてアンケート調査をしております。

法定協議会に移行すれば、任意協議会で策定した協定素案、建設計画案をもとに新たに法定協議会において協定内容、建設計画が策定され、それが新市における将来構想案となるものと思っております。新市においては、その将来構想案をもとにするとは思いますが、新市では新たに新市の事務を処理するに当たっての総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想が、地方自治法に基づき議会の同意を得て策定されるものと思っております。

今申しあげましたように、1市2町が法定協議会を設置する、しないの判断は、4月以降になるのではないかと考えられます。したがって、寒河江市単独の振興計画の策定であります。今申しあげたようなことから、法定協議会が設置されましたら、寒河江市単独での18年度からの振興計画の策定の必要は考えられず、法定協議会の設置の有無が確定するまでにおいては、新たな振興計画の策定に着手する考えは持っておりません。また、法定協議会が設置に至らず合併が見送られることになった場合は、これも4月以降にははっきりすると思っておりますので、その時点で本市の第5次振興計画の策定にとりかかってまいりたいと思っております。

いずれにしても、18年度までは2カ年ほどありますので、4月以降から取りかかっても十分な時間があるものと思っております。

それから、私に対する市長の任期が到来するからどうのこうのという話がございましたが、現在においては白紙でございます。

それから、行政評価システムの導入ということについての御質問がございました。

寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、合併した場合の新市の将来構想案と合併協定素案について協議を行ってまいりました。御案内のとおりでございます。合併協定素案の協定項目としましては、任意合併協議会の協議の中で26項目の協定項目が決定され、協議を重ねてきたものでありますが、その中に行政評価システムについては盛り込まれておりません。

行政評価システムの導入を、法定協議会における合併協定項目の中に盛り込むべきではないかという御質問ですが、合併協定項目というものは、現在各市町で実施している事務事業や制度を、合併後どのようにするかを調整することを中心にその項目が決定されたものでございます。したがって、1市2町で実施されていない事務については、協定項目にはなじまないものと思っております。

次に、西村山広域行政事務組合とのかかわりで規約の変更というような手続の関係のお尋ねがございました。

西村山広域行政事務組合は、地方自治法第284条に基づき、西村山地区の1市4町がその事務の一部を

共同処理するため、1市4町の協議により規約を定め、それを構成市町の議会でそれぞれ議決し、県知事の許可を受け設置された一部事務組合でございます。御案内かと思えます。

一部事務組合の規約の変更等については、地方自治法第286条に定められており、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、それぞれ構成する市町の議会の議決を得た上で、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

寒河江市、西川町、朝日町が合併するとした場合、西村山広域行政事務組合の規約はどうなるのかということでございますが、1市2町の任意合併協議会においては合併の方式を新設合併としており、合併により現在の1市2町は法人格を失うこととなります。このことは西村山広域行政事務組合を構成する市町の一部が存在しなくなるということになりますので、1市2町の合併の前日に脱退する必要があり、それに伴い、西村山広域行政事務組合の規約の変更が生じてくることになると理解しております。

規約の変更は関係市町村の協議により行われますが、地方自治法第290条の規定により、この協議については関係市町村の議会の議決が必要とされておりますので、合併の前日までに西村山1市4町すべての議会の議決が必要になると理解しております。ただし、議会の議決は合併について官報に告示された日以降からでないといけないものと理解しております。また、合併後の新市において引き続き西村山広域行政に加入する場合は、別に加える手続が必要となり、新市が加入することに伴う規約変更も必要になると理解しております。

次に、土地開発公社の先行取得している土地の問題でのお尋ねがございました。

市が土地開発公社に土地の取得を委託し、買い戻しを行っていない土地の平成16年2月末日現在の状況は、委託事業名としては6件、面積では4万3,153平方メートル、金額では9億4,733万円であります。

なお、その中で駅前中心市街地整備用地の1,526平方メートル、金額にして1億5,117万円については、本年度、15年度中に買い戻しを行う予定でありますので、実際残るのは4万1,627平方メートルで、7億9,616万円でございます。そのほかに、所有権は寒河江市になっており、土地の引き渡しを終えているが土地代金が未払いとなっているクア・パーク用地が3万3,058平方メートルの5億2,226万円がございました。

また、任意合併協議会で策定した1市2町の建設計画、いわゆる将来構想の中の新市の主要事業に、土地開発公社に委託した土地の買い戻しがどのように位置づけられるのかということもありましたが、市道中央12号線整備事業については新市の建設計画の主要事業に盛り込んでおりますので、事業着手の場合は土地開発公社から買い戻しされることになると思います。

次に、市立病院の関係でございます。

整備計画につきましては、昨日の佐藤議員の質問にお答えしましたように、医療を取り巻く環境の変化や国の三位一体の改革により地方財政は極めて厳しい状況にあり、地方自治体を取り巻く環境も激変しており、その影響等を踏まえ、今後の方向を考えていかなければならないと思っております。

それから、任意合併協議会の協定内容を踏まえての合併後の病院の会計処理についても御質問がありました。

任意合併協議会においては、市町立病院については、当面、現行のとおり新市に引き継ぐことで調整されたところでありますので、合併後の新市に当面三つの自治体病院が存続することになるわけでございます。その場合の病院事業の会計処理でございますが、病院事業は地方公営企業法の財務が適用されます。同法第17条において、企業の経理は事業ごとに特別会計を設けて行うものと規定されておるわけです。この規定が病院事業にも適用されることから、新市においては三つの病院分を一つの病院事業特別会計として処理することになるものと理解しております。

次に、庁舎の問題でございますが、庁舎建設と基金の問題についてのお尋ねがございました。

任意合併協議会で示した新市の主要事業の中に、庁舎建設が入っておりません。山形盆地活断層の関係などから、防災上問題はないかということに触れられておるわけですが、任意合併協議会においては、合併後も当面はこの庁舎を新市の事務所として使用していくこととしておりますので、これまで同様、定期的な調査を実施しながら使用してまいりたいと思っております。

また、庁舎建設基金の積み立てについてでございますが、任意合併協議会で作成した財政計画では、庁舎建設基金の積み立ては盛り込まれていないところでありますが、新市においては庁舎を現在の寒河江市の区域の中で利用しやすい場所を検討していくことにしておりますので、庁舎建設基金についても新市において検討されるものと思っております。

それから、下水道事業についてのお尋ねもございました。西川町にも下水道事業がありますので、どうなるのかということだと思います。

1市2町の任意合併協議会においては、公共下水道の事業区域及び整備の手法等を網羅した生活排水処理施設整備計画は、合併後、新市において新しい計画を策定することといたしております。したがって、御質問の寒河江市と西川町の市町界を挟んでの整備の考え方についても、新市において策定される生活排水処理施設整備計画によるところだと思っております。

次に、13事業、いわゆる将来構想案に新市の主要事業が示された中で本市分が13事業あるわけでございますけれども、その選定した根拠というふうなお尋ねでございます。

合併しようとする市町村は、合併特例法の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画を策定しなければなりません。市町村建設計画には合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項が含まれていなければならないものでございます。1市2町の任意合併協議会においては、計画期間を合併後10年間とする建設計画、いわゆる新市将来構想案を策定したところであります。

新市の主要事業は、建設計画案に示された建設の根幹となるべき事業の具体的実施事業を明らかにしたものでございます。この新市の主要事業については、財政計画を考慮しながら、本市関係分としましては、市長としてこれまで市民との対話の中で市民の市政に対する考えをもとに、寒河江市として新市のまちづくりの目標の達成を果たすためにはどのような事業を取り上げるべきかを考えたとき、都市基盤の整備、西川町、朝日町との連携軸の整備、観光の振興、文化財の保護を目的とした事業を取り上げるべきだと判断したところでございます。

その結果、都市計画街路や市道整備、平塩橋や慈恩寺資料館の整備として13件、108億4,900万円の事業といたしたところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目に対しては、大変丁寧な答弁をいただきました。さらに理解を深め合うという、こういう観点から2問目に入らせていただきたいと思います。

まず、三位一体のこの関係については、先ほど市長から考え方が述べられました。まさしく今、国も地方も財政危機という状況の中で、地方主権、地方が自立できるためには、やはり財政の移譲がなければならないわけであります。

しかし、先ほどもお話ありましたように、国も大変、そういうときに国も地方も一緒になって改革しなければならないというのはこのとおりでありますし、先ほどの市長のそれに向けての市長会の会長としても特別決議を上げながら国に物を申し立ていくと、このことをぜひ貫いていただきたいと思いますということが一つあります。ぜひ実現するように頑張ってくださいと思います。

今、国も地方も一緒になって財政の問題を考える、そうしたときに、私、極めて極端な話というふうにとらえられた方もおるのかなと思いますけれども、やはり国全体で金の使い方をどうするかということだというふうに思います。そして、先ほど申しあげましたように、日本が再び危険な方向に過去の過ちを犯すような形、そうしたときに財政というのはもうもたないという、歴史的に体験をしていますので、こういうことをもあわせながら、今、財政の問題、日本の国づくりというものは考えていかなければならない時代だなというふうなことを思いながら先ほど1問目でお尋ねをしました。ぜひ市長の先ほどの考えが実現するように頑張ってくださいということをまず申しあげておきます。

それで、行政評価システムの関係でありますけれども、先ほども1問目でも申し上げたんですが、きのうもバランスシートの関係でお話がありました。寒河江市で出しているバランスシートは普通会計ですね。一般会計と駅前特別会計、14年度の決算の資料の中にもありますけれども、普通会計で245億2,815万8,000円の起債の残高になっています。しかし、寒河江市の場合は、特別会計、公共下水道が124億円です。病院は13億円、水道事業は26億円、トータルで408億6,900万円の起債残高があります。

また同時に、先ほど開発公社のこともお聞きしたわけでありまして、開発公社の市が委託をして買っている金というのは、これは普通会計や特別会計にも出てこないわけですね。いわゆる隠れ借金というふうによく言われますけれども、皆さんも記憶に新しいと思うんですが、米沢市が赤字指定団体になったとき、開発公社の事業が根本的な要因でしたね。そういうふうなことからしても、こういう、寒河江市のバランスシートでは一般会計と普通会計の関係は出るんです。しかし、こういう全体のもので出ない。

そして、きのうの話でもあったんですが、朝日や西川の住民が寒河江市の借金えらいあるんじゃないかというふうに心配されている。そして、きのう言ったように、普通会計でのバランスシートの中で1人頭にするると何ぼ何ぼだというのは教えていく、これもぜひやっていただきたいと思います、きのう言ったとおり。

しかし、同時に、特別会計や、あるいは開発公社の先ほど出たような数字も借金としてあるわけありますから、これらもきちっと出していかないと、後々に朝日や西川の住民から「親切に教えてけねけっで」というふうになると悪いなというふうに私は思います。したがって、そういうふうなこともぜひやっていただきたいと思いますということをまずお願いをしながら、きのうああいうふうにも市長答弁されていますので、この点についてもお願いをしたいと思います。

それで、私が言っている行政評価システムというのは、今、寒河江市の予算書、決算書を見てもそんなんですが、地方自治法に定められて款項目節というふうな形の中で予算が出ますね。一つの何々という事業を見ても、予算書のそっちとこっちといっぱい見なきゃ全体的にその事業に何ぼかかっているかわからないという、こういうことになります。また同時に、人件費はそれぞれの款項の中で人件費が全部一括し

て出てますから、それぞれの事業に何ぼかかっているかというのがわからないわけですね。

ところが、地方自治法の決算の関係、あれは何条になりましたかな、あれでは主要な施策という形の中で、それは決算書とは違う事業ごとに出して、今現在もやっているわけでありますけれども、わかりやすく言うと、ああいうふうにやるということなんです。何々事業にどれだけお金かかって、人件費は何ぼかかったということが皆わかるということなんです。

ところが、今の予算・決算の仕組みは、決算書や予算書は、主要な施策はそうではありませんけれども、そういうふうになる。これをぜひ考えていかないと、それぞれの事業でどれだけ成果があるのかというのがわからない。そして、川西市の場合には、それぞれ今度、向こう3年間、どういうふうにその事業をやりながら成果を上げていくかという目標を出す。中身は詳しくはちょっと時間ありませんので言いませんが、そういうものなんです。

したがって、ぜひこういうことをしていかないと、職員の定数を見直すといったって根拠がなく見直す。あそこの職場が忙しいようだからとか暇なようだからという、そういう定数を見直す人の主観になってしまう。客観性がないというふうなことでありますので、これからの自治体経営というか、自治体運営をやっていく上では、こういうことが私は必須の課題だと思うんです。したがって、先ほど協定項目に入れてほしいというふうなことを申しあげましたけれども、今後の合併した後の新市をつくっていく上での課題にさせていただきたいということで、1項目は項目に入れてほしいというのは、項目は今あるやつを調整するんだということでもありますので、今後つくっていくという、その中の一つのテーマにさせていただきたいということをお願いをしたいと思います。

先ほどの地方自治法の233条の第5項で、決算の場合、主要な成果の説明をしなければならないことになっておりますから、あれは款項目の形でのものでなくて、実際その事業に幾らかかったかというような形を出すようになっていくわけであります。ああいうふうな形のものであります。

それから、病院の関係でありますけれども、いろんな人と、寒河江の人も、あるいは西川や朝日の人も、立場上、いろんな話をする機会があります。そして、率直に言われるのは、例えば合併しての病院の関係で申しあげますと、この1市2町が合併して、例えば病院で言えば、病院のメリットというのは、合併することによって地域住民に対する医療サービスが現状を維持しながらさらに向上するというふうなことになれば合併のメリットあるわけですね。あるいはまた、病院経営が、それぞれ三つの病院ですけれども、合併することによって病院経営が好転をするというふうなことであれば、これまたメリットですね。あるいは、それぞれ抱えている病院の整備計画が合併することによって大きく前に進む、こういうふうなことになれば、病院という、医療という観点から見た場合、非常にメリットだと。

ところが、任意合併協議会の中でもいろいろ協議されたそうです。そして、結局まとめは、それぞれ三つ今のまま当面は存続するということになっているわけでありますけれども、住民の医療サービスを低下させないで、例えば診療所にしようというふう考えたとき、検討したけれども経営上のメリットも大してないんだそうですね。だけど、このままでいくと、結局、統廃合というか、せざるを得なくなるのかなと。合併しない場合だということ、病院を廃止をしてその分の経費を浮かす。ところが、住民には決定的に地域医療サービスがなくなってしまうと、こういう大きなデメリット。合併をするというと、一つ病院を整備し、こっちをなくす、そして経営する。

ところが、そこに住んでいる住民からすれば、「結局なくされるんだ」という心配なんだそうです。したがって、こういうふうな点について、本当に合併することによって病院経営はどうなるのか、住民に対する医療サービスというのはどうなるのか、このことをやっぱり研究し合うことが必要なんだと思うんです。そして、その観点で一つの方針が出たら、そのことを住民に語って、住民からも理解してもらおうということが必要だと思うんです。

ところが、なかなかそこが、今のように合併後、新市で考えていくというふうに言われるところに住民の悩みがある。あるいは、かかわっている人の悩みがあるというふうに打ち明けられますと、私もそのことは全くだなというふうに思います。したがって、その辺のことを、本当に合併することによって病院経営をよくするためにはどういうふうな方法がある、地域住民に対しての医療サービスがどうなる、そのことを出して、それであっても、これは病院の一つだけじゃなくて、行政というのはいろんなものあるわけでありまして、そういうふうの一つ一つそういうことを出し合う中で、住民の声を聞いて判断をしていくということが極めて重要なのではないかなと思いましたが、この点についても一言申しあげておきたいと思います。

それから、主要事業の関係でありますけれども、確かに今回の合併特例期限内に合併すれば、合併特例債というのは極めて魅力です。極めて住民の側からしても魅力です。そうしたときに、新市の中でこれからどういうやらなければならない事業あるのかということで、先ほど市長が言われたように出したと。その中で住民の要望なども実現させるために13事業を選んだということでありましてけれども、今寒河江市で抱えているしなければならない事業の中で、通常であれば国などの補助金、負担金などのある事業と、もらえる事業とももらえない事業というのがあると思うんです。通常であれば国県の補助がある事業と通常は補助のないやつ。

ところが、合併特例のためには、通常補助なくても補助対象になるというものもあると思うんです。そうしたときに、もっといんなものを出し合って、これから朝日と西川と寒河江で新しい市をつくるわけでありまして、その中でかかる経費というのはこれから10年で終わるわけじゃなくて、ずっと永遠に続いていくわけでありまして、そこでかかる経費は住民が負担しなければならないわけでありまして。

したがって、この特例債なら特例債、本当に使うんだとしたら、もちろん事業の選択をしなければならないというのは、特例債の枠をどれだけにするかというのはもちろんありますけれども、その中でどれを事業にのせるかというのは、極めて自治体経営上はこういう財政厳しいときには考える。民間の会社であったら、シビアにその部分はどの事業でどう使った方が一番得かというのは考えると思うんです。そういう意味では、先ほどから申しあげておりますように、市庁舎の建設なんていうのは、通常であれば補助金というのではないわけですね。独自でしなければならないわけです。これは時期はいつにしようか。それが特例債であれば、元利償還の7割が国から交付税で措置されるというような.....。

あと、例えば病院の整備にしたって、病院の土地なんていうのは、通常であれば私は補助金というのはいないんじゃないかなというふうな気がしています。あるいは、この13の中で補助金が通常ない事業というのはどれとどれなのか教えていただきたいし、ぜひ、今言ったようなことなどももちろん含めて検討した上でこの13項目になったんだというふうには思いますけれども、今後、法定協議会をつくり正式な計画をつくる段階では、住民負担を現行制度の中で最も負担の軽減な方法は何なのか、というところも十分考えながら対応をしていただきたいということを申しあげて2問にかえます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ただいまの2問は、希望あるいは提言といいますか、そのように受けとめるわけございまして、特別にお答えすることもなさそうでございますが、あえて申しあげれば、行政評価システム、これはいつでもしなくちゃならないわけございまして、これは合併しようがしまいが、いつの自治体においても必要なわけございまして。

でも、これにしましても貸借対照表にしましても、これらは皆、いわゆる一つのどういうまちをつくっていく、どういうふうになれば市民にサービスを多く提供できるかと、こういう観点からのいわゆる手段なわけございまして、そして市民と一緒にまちをつくらうということとのいわゆるそういう手だてでございまして、それが目的ではございませんとっておりまして、そういう中で十分こういうふうなあらゆる手法を取り入れながら、事業そのものが効果あって、そして市民にサービスができるようにしていくということだろうと、このように思っております。

それから、病院でございますけれども、きのうも佐藤議員に申しあげましたけれども、任意協議会の中で何回も当事者たちが会ってあのような結論を出したわけございまして、あれ以上は現在のところ一市長としては申しあげられないと。こういうことございまして、何も廃止するともっておりませんし、診療所に落としていくんだというようなことも何一つ言ってないわけございまして、はっきりそういうことを、この協議会の協定書の中で決めたことをはっきり住民に示していただかないと、いかにもなくなるんでないかと、それを議員がいかにもそういうようになる、そうかもしれないみたいなことを言えば住民の気持ちは揺らぐわけございまして、どうぞこの内容を十分お読みになって、そしてはっきり申ししてくださいと私は申しあげたいと、このように思っております。

また、朝日、西川、山形県すべてでございますけれども、少子高齢社会に突入しております。入ってきておるわけございまして、それをどうするかということ、それを町全体として、市全体として、新しい市としてどうするかということと、そういう中で病院のあり方ということと、また、当然これは経営体でございますから、それらも踏まえてどうするかというようなことは、これはいつの時代でありまして十分考えていかなきゃならないだろうと、このように思っております。何か合併すると廃止だと、合併しないと存続だというような物の申し方で、こう言われるとおかしいと私は思います。ちゃんと協議書に書いてあるんですから、それを十分に御理解の上、住民に対しても御説明願いたいと私は思っております。

それから、主要事業のことでございまして、1市2町それぞれ協議し合って、継続事業は取り上げないと、新規事業だけにしようということにしたわけございまして。そして、新しいところの建設計画構想の中で1市2町としてどういうものを取り上げればよいかということ念頭に置いて、1市2町から寒河江市は13、それから五つ、七つと、こういうふうに出してきたわけございまして、それは将来の新しい市の目標というものを念頭に置いて、全体としてどういうまちづくりをするか、そしてまた、お互いに連携し合って一体化を図る上にはどういう事業が必要なのかと、こういうことを念頭に置いてこの建設事業を採択、取り上げたということでございまして、その建設事業等々を見れば、どういうねらいかというようなことがおわかりになっていただけるんじゃないかなと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 私の質問の仕方も悪かったのかなと思うんですが、病院の関係などについては、ちょっと将来のことも私言ったからそういうふうに誤解を与えたのかなと思うんですが、合併することによって、例えば病院なら病院、合併することによって住民に対する地域医療サービスが向上するとか、それぞれの三つの病院が合併することで経営が好転する、あるいは整備をしようとした病院が合併することによって極めて順調に進むとか、メリットがあるんだろうかということなんです。そのことなんです。

その後は、私ちょっと言ったから、そんなことというふうに市長から言われますけれども、住民に対してここが、合併して、そしたらどうなるのかという、その後、おまえたちの心配だろうと、そのことなんです。ここを教えてほしいんです。そういうふうにそれぞれの地域をすることによってどういうメリットあるのか、ここが重要だというふうに私は思ったんです。その後までちょっと先ほど口が滑ったわけなくて、そういうふうに住民らが心配してたものだから申しあげたところでした。そこなんです。だから、廃止だの何だのって私言うのでなくて、そういう中で病院の経営をするためにというので、どういうふうに考えているのかというふうなことで、どういう議論になったのかという意味で申しあげたことです。

それから、きのう市長約束されたバランスシートでの寒河江市の起債状況なども、他市との比較というふうなことでしていきたいというふうなことあったわけでありましてけれども、これも、私は朝日や西川の資料を持ってないので、寒河江市の決算のものしか持っていないんですけれども、やはりそういうふうにして出すときには、先ほど私が申しあげたようなことを全部網羅して出さないと、かえって誤解を招くというふうに思いますので、ぜひそういうふうにしてほしいということをさっき申しあげたんですが、このことについて市長の御見解をお聞かせいただきたいし、ぜひそういうふうにやっていただきたい。でないと、かえって混乱するというのを申しあげながら、見解をお聞かせいただきたいと思います。

あと、それぞれの問題ありますけれども、ぜひ住民に理解される形の中で、十分情報提供しながら進めていただきたいということを申しあげて、私の質問を終わります。今のことだけ。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 合併のことですが、合併に前向きな2町と、そして寒河江市とでやろうということになったわけございまして、前向きに合併に向けて進もうということで始めたこの計画、計画といいますが、合併計画なわけでございます。そして任意協議会を開いておるわけでございます。そして、あれだけの26項目の詳細に微に入り細に入りの本当に私は模範的な協議内容だなど、こう思っておりますし、新しい市の将来の姿というものが、新しい市の市民の幸せというものが見えてくるような協議内容だなど、こう思っております。

そういう意味で、前向きな2町と寒河江市でございますから、やっぱり合併はなぜしなければならないのか、あるいはなぜ必要なんだかというようなことは、十分これまでの過程の中でおわかりになっているんじゃないかなと、こう思っております。

ですから、これから法定協議会を開き、あるいは、それを開けば合併についての対応というものが本物になってくるわけでございますけれども、ですから、そういうこれまでのねらいというものを存分に頭に入れて住民に御説明したり、あるいは住民の声に反映させるようなことをしなければならないなと思っておるわけでございます。

それから、バランスシートの関係でございますけれども、ほかの2町の関係などもわかるわけでございますけれども、それらについても資料としてお上げすることにはやぶさかではございません。（「そうでなくて、寒河江のやつを出すときに、普通会計だけでなく全体を出さないと誤解を招くので、出してほしいというふうに質問しているんです。そのことについても答弁ないんです」の声あり）

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番について、19番 那須 稔議員。

〔19番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党、公明党と通告している件に関心を持っている市民を代表して、私の意見を交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号13番、少子化対策について、初めに次世代育成支援対策推進法を受けての行動計画への取り組みについてお伺いいたします。

1人の女性が、一生に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は、平成14年度に全国平均で1.32と過去最低を更新しております。昭和50年に2人を下回った出生率は、昭和60年には、それまで最低だった昭和41年の出生率1.58を下回る1.57となるなど、余りにも下がり過ぎたことから、当時1.57ショックと言われました。

合計特殊出生率の推移を見ると、昭和30年代から40年代にかけて、おおよそ2から2.1台を維持していましたが、昭和50年代に入って低下を続け、平成5年には最低の1.46となり、平成6年には1.5と回復したものの、平成7年には再び減少して1.42を記録し、その後、平成12年1.36となり、平成14年には1.32と史上最低を記録しています。このように出生率は下がり続けております。

少子化の背景には、非婚化、晩婚化など生き方や人生観、価値観の変化だけでなく、核家族化や景気の悪化を初めとする数々の要因により、子育ての不安や負担が増大している社会の実情があるのではないかと思います。このように少子化は、その要因、背景そのものが結婚、育児、家庭、地域、学校、職場などに対する私たち一人一人の考え方や生き方に深くかかわっているとされていますが、それだけでなく、少子化の進展で人口が減少することは、社会の支えが減るということで、将来に年金や健康保険など社会保険制度の維持が困難になるなど深刻な影響が懸念されています。

本市においては、合計特殊出生率の推移を見ると、昭和45年に1.98、昭和60年には1.86となり、平成2年には1.7、翌年の平成3年には1.86と回復したものの、その後、平成6年の1.87から下降しており、平成14年には1.73を示しております。この20年間の低下率は全国値の約50%の0.19の減少にとどまっているものの、死亡率を前提としての人口維持が可能な水準とされる2.08を下回っている状況にあります。また、本県における合計特殊出生率は、平成14年平均で1.54と本市の数値より低い値を示しております。

年少人口の推移を見ると、昭和40年には27.8%と全国平均の25.7%より高い水準を保っていましたが、昭和45年には24%と全国平均と並び、その後、昭和55年には21.2%、平成2年には19.3%、平成12年には16%と、昭和55年から平成12年までの人口が2,331人ふえたにもかかわらず、年少人口が約5.2%下降しております。

人口世帯数から1世帯当たりの人数の推移を見ると、昭和55年には世帯人数が4.22だったのが、平成7年には3.94、平成12年に3.7と全国値の2.7人よりは約1人多い値にはありますが、世帯数が年々増加し、核家族化が進展していることを示しております。世帯数がここ20年で1,987世帯増加したのに対して、子育て世帯は1,003世帯減少しており、子供のいる家族が減少しております。

本市は平成10年に、少子化時代における子育て支援社会の形成と21世紀を担う子供たちの健全育成をテーマに、平成17年度を目標年度とした寒河江市子どもプランを策定して取り組んでおります。子どもプランに基づいて市民のニーズを的確にとらえられて、数多くの具体的な取り組みを行ってきており、特に子育てに対する環境整備については、延長保育の実施、地域子育て支援センターの設置、ファミリーサポートセンターの設置、はしかの予防接種の保護者負担の無料化など、少子化対策に向けて取り組んできてお

ります。

そんな中、平成15年7月に国が次世代育成支援推進法を制定しました。少子化に歯どめをかけようと、次の時代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境整備のために、地方公共団体と事業主に取り組みの内容を記載した行動計画の策定が義務づけられています。

基本的な考え方は、夫婦の出生力の低下という新たな現象と急速な少子化の進展を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することが必要ということから、具体的な取り組みを促進するようにうたっております。平成17年から10年間の時限立法としており、本市とすれば、子どもプランにおいて多くの取り組みを行っているわけですが、もう一段の取り組みによって今までの少子化の流れを変えることも望まれるところではないかと思えます。

以上のことから、以下、質問をさせていただきます。

一つには、今回の行動計画は平成17年からのスタートということで、本市においては平成15年度の事業でアンケート調査を実施されております。平成16年には策定を行う流れになっていると思えますが、地域推進協議会の設置などを含めた今後の策定に向けての取り組みをどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

二つ目には、増大する保育需要に対する取り組みについてお伺いをいたします。

市内7カ所の保育所は地域住民の強い要望によって設置され、老人クラブなどとの交流を図り、地域に密着した運営がなされております。また、平成14年度からは全保育所で延長保育に取り組むなど、子どもプラン策定期間から保育時間延長の拡大を図ってきております。それに、市内には私設保育所、事業所内保育所、幼稚園と、それぞれに保育施設があり運営されているわけですが、公共サービス機関としての市立保育所の持つ使命・役割は今後大きくなっていくのではないかと思えます。

各市立保育所に入所を希望する児童数が、年々増加の傾向にあることは大変喜ばしいことであります。平成10年からは、保育需要に対応するために規制緩和の一環として入所定員の弾力化を行うなど、平成10年からの子どもプランの中で取り組み、充実した利用状況になってきているのではないかと思えます。今後とも待機児童が出ることをないように検討して取り組んでいただきたいと思います。入所定員の弾力化について今後どのように考えるのかお聞きをしたいと思います。

また、昨年に設置されたなか保育所みいずみ分園については、待機児童の解消が話題になっている中、幼児学級の施設を利用しての保育所は、周囲に学校を併設されているという大変によい環境にあります。設置の際に調理室の小学校との共同利用について問題視されたわけですが、みいずみ分園としては共同利用について踏み切り、現在行われているわけですが、このたび国の規制改革推進3カ年計画の平成15年度の措置ということで規制緩和され、調理室の共同利用が可能となるなど、先を見越した取り組みに賛同するものです。

しかし、年を追うごとに財政状況は厳しい状況にあります。国の三位一体の改革の一環として国・県から交付されてきた保育所運営費負担金が、16年度から保育所の運営費について一般財源化されることから、国・県からの支出金が減少することになります。そういう中で、市立保育所として地域の要望にこたえていかなければなりません。公共サービス機関として行政としてすべてに取り組むことが望ましいこととは思いますが、今後の状況を見るに、民間の活力を市立保育所の運営に活用してみたいかと思えます。

平成13年度の児童福祉法改正によって、国の方向として公設民営促進が規定されたわけですが、本市においても一考する方式かと思えます。保育所の公設民営についてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

三つ目には、地域の子育てへの取り組みについて、その一つ、学童保育への取り組みについてお伺いを

いたします。

学童保育については、従来から南部小学校区、その後、寒河江中部小学校区で取り組んできており、子どもプランの中で取り組んできたのが、寒河江小学校区、西根小学校区、柴橋小学校区とそれぞれ設置されてきました。留守家庭児童の放課後対策の事業として、現在のように核家族化が進む中でぜひとも必要な事業であります。ある程度の児童数規模の小学校への設置については完了してきているようであり、現在残っている小学校への設置などを含めた今後の取り組みについて、どのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

二つには、ファミリーサポートへの取り組みについてお伺いをいたします。

平成13年に、ファミリーサポートセンターを設置して子育て家庭緊急支援事業として取り組んできています。利用会員、協力会員、両方会員がセンターに登録して援助の必要に応じて活動するという制度として、子供を持っている家庭にとっては大変に有効な制度であります。利用した会員からは、どうしても急な対応で子供を一時預かってもらったが、大変に助かったなどの声もありました。

この制度は急な対応に利用できるという利点もあり、多くの会員の方から登録していただくことが制度の充実につながっていくのではないかと思います。会員の増加などを含めた今後の取り組みについてどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思っております。

三つ目には、子育てを支える環境づくりについてお伺いをいたします。

平成14年に、地域子育て支援センターを設置して、子育てへの不安感や負担感を軽減し子育て家庭の孤立化を防止するために、地域で子育てを支える環境づくりの支援として子育て相談体制の充実、それに地域子育て情報の発信などを含めて子どもプランの中で取り組んできております。今後とも地域における子育て機能の充実が望まれるわけですが、利用者同士の母親クラブ、育児サークルの結成支援、また地域で子育て家庭を支えるボランティア活動に関心のある活動支援ボランティアの育成などを含めた今後の取り組みについて、どのように考えているのかお聞かせを願いたいと思っております。

次に、乳幼児のインフルエンザ予防接種に対しての公費助成についてお聞きをいたします。

インフルエンザは、鼻や口から侵入したインフルエンザウイルスがのどの粘膜の細胞に付着して破壊するという、のどの痛み程度の風邪と違い、高熱を出し関節痛や筋肉痛など重症化することから、恐ろしい流行感冒と言われております。高齢者がかかると肺炎を併発して重症化し、時には死亡することもある油断できない病気です。

平成13年に改正予防接種法が施行され、65歳以上の高齢者が予防接種を希望する場合、発熱、特に重症化を防止する観点から、市町村が行っている予防接種の対象にインフルエンザを加え、接種費の一部を公費で負担することで高齢者のワクチン接種を積極的に促進することを目的に、高齢者の予防接種が予防接種法の対象に追加されました。

厚生省の統計によりますと、インフルエンザを原因とすることで死亡する人の数は毎年 600人を超えるようであり、4年ぶりに流行した昨年冬は 1,000人を超えたと言われております。本市においては、平成13年から65歳以上の高齢者と60歳から65歳未満の心臓などの疾患がある身体障害者1級に該当した方を対象にインフルエンザの予防接種を行っております。接種費用は半額を公費負担として差し引かれることから、高齢者にこれまでより安い料金で予防接種が受けられるようになりました。

インフルエンザワクチンの接種は昭和37年に義務化され、小中学校を対象に全額公費負担で実施をされておりました。しかし、副作用が出たり流行を抑える効果が証明されないとして、昭和62年から希望する人だけを対象に行われました。その後、平成6年の予防接種法改正では対象疾病から外され、接種は全額自己負担となりました。そのころのワクチンと感染者数の統計を見ると、平成6年のワクチンの生産が前年の量から激減しており、その後もワクチン接種の激減に歩調を合わせるようにインフルエンザの流行期

には感染者数も増加しているということが読み取れます。

本市においては、予防接種事業として、子供の時期にかかりやすい伝染病を予防するため、予防接種法に基づいて生後3カ月の乳幼児から小学校6年までを対象とした各種予防接種を実施しています。小中学生に対しては、各学校を会場にして集団接種方式で実施しており、また、健康診査の折には母子健康手帳により予防接種の接種状況を確認し、適切な時期に接種するよう個別的に指導するなど接種率の向上に努められております。これまでも三種混合接種年齢の引き下げを実施、また保護者負担の軽減化においてはしか接種の保護者負担の無料化を行うなど、より一層の子育て環境整備に向けて取り組んできております。

現在、三種混合、はしか、風疹、ポリオ、日本脳炎、BCGなどの予防接種は予防接種法の対象疾病に位置づけられ、公費助成が行われています。平成13年の予防接種法の改正では、インフルエンザの予防接種が高齢者個人の発病防止や重症化防止に効果があることが確認され、対象疾病に追加されましたが、その対象は高齢者のみでありました。インフルエンザは伝染性の高いウイルスによって高熱や頭痛、関節痛などを発症する伝染病ですが、医療機関への早期受診・治療を初め、安静と休養、水分の補給、部屋の湿度を保つことなどによって、ほとんどが1週間程度で病状が軽くなると言われております。

ところが、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児は肺炎などの合併症などを引き起しやすく、死亡するケースも少なくないのであります。特に乳幼児については、平成13年度の予防接種法の改正では対象にはされませんでした。しかしながら、その予防のための接種を望む声が広がっております。

以上のことから質問させていただきます。

一つには、現在、乳幼児を抱える家族においてインフルエンザを予防するために接種を行っておりますが、公費負担がないために全額自己負担となっております。乳幼児に係る医療費負担の軽減という観点からも、乳幼児への予防接種に対して公費助成についていかがなものか、お考えをお聞きいたします。

二つには、乳幼児期のインフルエンザの予防接種については予防接種法の対象外となっているわけですが、接種効果についての研究結果などを十分に踏まえながら、予防接種法の対象疾病に入れるように予防接種法の見直しなど法改正に向けた検討が必要だと思っておりますが、このことについてどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

次世代育成支援対策推進法を受けての行動計画の取り組みでございます。

この法律は、急速な少子化の進行が我が国の社会経済に深刻な影響をもたらすことから、これまでの子育て支援の取り組みに加え、さらに子育て環境を計画的かつ総合的に整備し、子供を安心して産み育てられる地域社会の創出を図り、少子化に歯どめをかけようと、御案内のように国が平成15年7月に法律を制定し、その中で、地方公共団体及び従業員数300人以上の事業主などに対し、平成17年度を初年度とする10年間の次世代育成支援行動計画の策定義務を定めたものでございます。

本市では、子育て世代、就学前の乳幼児の保護者 900人、小学校児童の保護者 900人に子育て支援、保育サービスなどに対するニーズ調査を実施しており、年度内にその集約を図り、16年度中に市民の代表の方々からも御意見をいただき、これまで実施してきた子育て支援施策の実施状況を踏まえ、具体的にその施策の方向性、指標を明記しながら行動計画を策定してまいり考えてございます。

次世代育成支援対策地域協議会の設置については任意とされており、現段階では協議会設置までは考えておらないところでありますが、市内の行動計画策定義務事業所など、該当事業者は5社程度でございますが、の子育て支援内容等から総合的な推進方策などの必要性があれば、また策定事業主などから要請等があれば、そのときに設置してまいり考えてございます。

それから、保育需要に対する取り組みでございます。

本市の需要の推移を見ると、平成10年度から保育児童がふえ始めておりますが、当時は定員割れの保育所が多く、平成10年3月議会においてみなみ保育所30名、しらいわ保育所10名の保育定員を減ずる改正をいたしたところであり、定員560名に対する保育率は81%でありました。

ところが、16年度は保育定員 630名に対し 684名の保育児童の受け入れを予定しており、保育率は 108%で、しらいわ保育所とたかまつ保育所以外の四つの保育所、一つの分園とも保育児童数が定員を超えておりますが、国が示している認可定員を超えての保育実施を容認する入所円滑化対策の活用を図りながら、保育需要の増加に対応するとともに、待機児童を出さない努力をいたしているところでございます。

少子化が進み、子供の数が横ばい状態である本市にあっても、市立保育所における保育実施を希望される市民の要請に的確にこたえ、できる限り待機児童を出さず、多くの保護者に安心して子育てをしていただくためには、保育サービスの充実とともに保育所への弾力的な受け入れは今後も必要な対応と考えております。

それから、保育所の民営化の質問でございました。

国の三位一体改革の一環として、これまで国・県から交付されてきた保育所運営費負担金が16年度から公立保育所の運営費について一般財源化されることから、本市では1億 2,000万円の国県支出金が減少するものと試算しております。国からの税源移譲の配分方式と、地方交付税における保育所運営費に対する財源対策がどのようなものになるかを見きわめていく必要がありますが、いずれにしても公立保育所の運営は大変厳しい情勢に遭遇しております。

行政改革は、これまでも恒常的に推進すべきものと取り組んできたところであり、保育所運営についても、保育コストの低減、一方で保育サービスの充実などに積極的に取り組み、運営の効率化を図ってきたところであります。

国は、民間でできるものは民間でということ民間活力の活用を唱え、新設保育所の民営化について支援しております。本市の場合は、就学前の乳幼児の保育需要そのものは、少子化の傾向もあってか、わずかに増加している程度であり、15年度末では待機児童がいないうちにありまして、新設保育所の設置課題はないものと推量しているところでありますが、行政全般のコストというものをこれまで以上に意識しなければならない地方の財政事情下にもあり、民営化できる環境な

どもを見きわめるなど、今後検討すべき課題の一つであると思っております。

次に、学童保育の未設置小学校区への設置の問題であります。本市では柴橋小学校区に学童保育専用施設を整備し、15年4月に開所、活動を実施しております。その結果、一つの学童保育所として独立した運営が可能な規模と想定している児童数300人以上の小学校区への設置を完了したところであり、市の全児童数に対する設置率は80%を超えております。

残る未設置の小学校の場合、学童保育を必要とする児童数が少人数であり、単独設置は、運営コストのみならず、児童の活動、放課後における生活面での配慮すべき課題があることから、今どのような形態でのサポートが適切なものかなどについて調査研究している段階であります。もう少し時間が必要と考えており、行動計画の策定の折にも議論し、検討してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターの会員の拡大についてでございます。

現在、会員登録数が352名に達しており、設立当初の目標であった300人を上回っておりますが、地域全体の子育てに対する意識の向上と子育て支援の輪を広げ、子育て世代の安心づくりのためにも、会員の拡大は極めて重要でありますので、今後ともあらゆる機会に制度の普及・啓蒙を図り、子育て支援の信頼と安心のネットワーク形成に努めてまいりたいと思っております。

それから、地域子育て支援センターの活動についてでございます。

本市にはだれでも自由に利用できる児童センターがございます。毎日多くの親子の利用があり、にぎわっております。他市町村では保育所を活動拠点にしているところが多い中で、本市の地域子育て支援センターは、この寒河江ならではの子育て支援施設を核として、遊びの指導、子育て相談活動を毎週水曜日を実施しており、特に来館者が多くなってきております。子育て支援センターを設置して1年目でございますが、今後、利用者の意向などをも酌み取りながら、母親クラブ、それから育児サークルの組織化を支援していく必要があると考えております。

また、育児や子育て支援ボランティア活動は、多くのボランティア団体から絵本の読み聞かせ、昔語りの会など図書館や児童センターなどでの活動をいただいております。これらの活動がさらに活性化されることが地域全体で子育てを見守る環境づくりにつながるものと思っており、ボランティアの育成活動の支援とともに多くの子育て世代が関心を持ち、これらの機会にさらに多くの参加が促進されるような情報提供をしていく必要があり、市報に子育て支援情報の定期掲載などを検討してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児のインフルエンザ予防接種に対する助成のことについてでございます。

インフルエンザは、御指摘もありましたけれども、飛沫感染により感染するもので、初冬から春先にかけて流行するケースが多く、一たん流行が始まると短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込み、重症化することがある病気であることは御案内のとおりでございます。

県内のことしの冬における発生状況は、県内48の定点医療機関からの報告では、6,000人以上が診療を受けているようでございまして、総罹患者数となれば相当多くの人数ではなかったかと思っております。

この予防接種については、従来、本市においても保育所や幼稚園、小中学校において集団接種を実施しておりましたが、平成6年の予防接種法の改正により、インフルエンザがその対象疾病から除外されたため、それ以降は任意接種となり、希望者が各医療機関において実施している状況にあります。

平成13年の法改正では、予防接種が高齢者の発病防止や重症化防止に有効であると認識されたことや、高齢者は肺炎等の合併症により死亡に至ることもあることなどから、高齢者については公的な接種として実施されるようになりましたが、乳幼児については高齢者と異なり、ワクチン接種が必ずしも有効と認められず、また、接種に起因する副反応、発熱、悪寒、頭痛、卵アレルギー、まれには急性散在性脳脊髄炎など、こういう副反応のリスクが高いことなどにより、個人、個人が対応することとして任意接種とすることになっているものでございます。

乳幼児のインフルエンザ予防接種に要する費用は医療保険の対象とならないため、各医療機関によって料

金はまちまちであります、2回接種でおおむね 5,000円から 6,000円となっているようでございます。乳幼児が予防接種を受けた場合、その費用について公費助成してはどうかというお話でございますが、乳幼児の接種については、今申しあげましたとおり、ワクチンの効果をはっきりとは認められていないこと、それが一つ、二つ目には、副反応のリスクが大きいことを一因として法的に除外されたことなどを考慮すれば、接種を奨励することにつながる公費助成については慎重ならざるを得ず、現時点では助成は考えておりません。

しかし、乳幼児のインフルエンザによる脳炎及び脳症の危険性が報道されていることや、公衆衛生審議会感染症部会の中で予防接種法の対象にすべきとの意見もあったことなどにより、現在、厚生労働省において小児等のインフルエンザに関する有効性などに関し調査研究中であると聞いております。市といたしましては、その結果による国の対応に応じて検討すべき課題であると考えております。

それから、予防接種法の改正に向けた検討についての考え方ではありますが、今申しあげたとおり厚生労働省において研究中でありますので、その結果に基づき早急に検討し、適切な法整備を図ることが必要であると思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 市長からは、私の質問に対しまして真摯に受けとめをいただきまして、御検討いただきまして大変にありがとうございました。

2問目については、ほとんど市長の方で回答を出しておりますので、あえて長い質問がないんですけれども、一つ、次世代育成支援推進法、これは市長も10年スパンということで話がありまして、17年からのスタートで取り組んでいっちゃるということでありました。市民の代表からなる方々の意見を聞いてということでもあります。それで、大変これはスパンが10年ということで長いスパンになるわけでありましてけれども、その辺、例えば5年あたりでの見直しということなども、この作成をする段階で考えられるのかどうかなどのことであります。

それから、市民の代表から成るということで、市民の代表、いろんな層の方からの意見なども聞かれるかと思っておりますけれども、どういうふうな方々などを予定されているのか、わかっていけばお聞かせを願いたいなと思っております。

それから、事業主にも今回それぞれ行動計画というものの策定が義務づけられたと。市内では300人で、先ほど市長からあったように5社ぐらいあるんだという話がありましたけれども、これもやっぱり任意ということでもありますので、その辺も市長の方でそれぞれ企業の方などからの要望があった場合とか、あるいは総合的に進めるという段階で検討されると話があったわけでありまして。その辺も、市の方でひとつ音頭をとっていただきながら進めていただきたいなと思っております。

それから、乳幼児の方の入所の定員の弾力化、これは市長の方でもそのまま今の弾力化で進めていくということで、私もそのとおりではないかなと、そのとおりやることが望ましいのではないかなと思っております。

というのは、市の方では平成10年以前、先ほども市長からあったように、定数減したりしている流れがありまして、定員の80%という程度の入所定員だったんですけれども、その後、平成10年からずっとふえてきて、今回108%という流れになっております。これは先ほども言ったように、少子化現象で子供の数が減っているということの中で、非常に市立保育所だけが入所定員が上がっているということは、私は一時的な現象ではないかなと思っておりますので、その辺は25%以内、あるいは月によっては25%以上も入所できるというような厚生労働省の平成10年の規制緩和の通達などもありますので、その辺を受けて、それぞれ取り組んでいくのが私はベターではないかなと思っております。

それから、公設民営でありますけれども、これも本当に、市長からもあったように、検討するということであります。先ほど市長からあったように、今回約1億2,000万円の県・国の支出金が減額されるという中で保育行政に対する市の公的サービスが行われているわけでありましてけれども、これからの財政状況ということを考えてみますと、非常に大変な状況になっていくのではないかなと思っております。その中からしますと、やっぱり民間の活力といいますか、そういうものを大いに使っていてそういうものに投入していくと、これが市の公的サービスに対するコストの意識を持つという、経済観念にもつながっていくのではないかなと思っておりますので、この辺もひとつ大いに御検討をするということでもありますので、進めていただきたいなと思っております。

それから、乳幼児につきましては、これは今のところ、それぞれ効果とか、あるいはワクチン接種に伴うある程度の危険性などがありまして、どうしても国としても踏み切れないところがあるということで予防接種法の対象にはなっていないわけでありましてけれども、今市長からあったように、公的助成については国の対応を見ながら検討していくという話がありました。国の方でも、この乳幼児の予防接種については、それぞれ検討されているという話を聞いております。ですから、予防接種法に該当しましたならば、その辺、乳

幼児の公的助成ということなどについてもやっていただきたいなと思っているところであります。

また、この乳幼児の医療費の公的助成につきましては、私の所属する党の方でも今全県的に署名活動をしておりまして、全県の方でまとめ上げまして、県と国の方にそれぞれ署名をしていく今準備を整えているところでございます。先ほど市長も今回県の市長会の会長ということで大変おめでとうございます。という立場でありますから、そういう中で市長会の方でも取り上げていただいて、ひとつ国の方にこの辺についても御要望していただければ大変幸いだなと思っておりますけれども、その辺。

やっぱり乳幼児を抱えているお母さん方につきましては、本当に経済支援といいますか、乳児医療、先ほど5,000円から6,000円というような負担金がありましたけれども、その辺は経済的な軽減ということになりますと大変大きな出費になりますので、子供、乳幼児を抱えているお母さん方は本当に経済的に困ってらっしゃる方もございますから、その辺を酌んできながら、早急なその辺の実施に向けて、市長からも大いに国の方に要望をしていただきたいなと思っているところでございます。

以上で2問で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 次世代の育成のことをございますけれども、行動計画は義務づけられておりますから、これは考えてまいりたいと思っておりますし、協議会の設置は任意なわけをございます。先ほど申し上げたように、いろいろな事業主なりの御意見なども聞きながら、どうしようかというようなことを調査したいと思っております。

それから、乳幼児に対しては、これは今申し上げましたように国の方がまだどうしようかという調査研究中なものでございますから、危険だと言う方もいらっしゃるわけをございますから、正確な結果が出てこない段階でございますので、その辺を十分見守って行動を起こすというようなことにしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

散 会 午後3時31分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会します。
大変御苦労さまでした。